

資料

明治 九（一八七六）年
十（一八七七）年 分

山口始審裁判所『裁判言渡書』（民事第三四號）について（一）

——山口地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 矢野達雄

加藤高

紺谷浩司

上川内 宏

目次

一 解題

二 目次表（二）

三 本文読下し（一）〔一〕～〔五二〕

四 注の部（二）

五 写真（三葉）

一 解 題

ここに紹介する裁判史料は、前稿「（一）」
（聴訟記録）『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』（民事第一九号）（二）
自明治六（一八七三）年
至同九（一八七六）年

（以上 本 号）

(二・完) 修道法学第四〇卷第一号、同第二号所収」につぐもので、いずれも山口地方裁判所所蔵史料に基づくものである。山口地方裁判所がこれまで所蔵していた一連の裁判史料の中で、とくに明治四(一八七一)年七月一日の廢藩置県というわが国近代史上画期的な政治的変革を経て未だ日の浅い時期に見られた民事裁判の産物であるだけに、前代の江戸期の民事裁判にくらべてどのような点に異同があるか等に、われわれが関心を抱いた次第である。

明治九(一八七六)、同一〇(一八七七)年という年代は、政治史的には、武士身分層が旧来の封建的諸特権を奪われ、不平不満を噴出させていた時であり、ここ山口県においても他県と同様、明治九年一〇月には、萩の乱が起こっており、翌明治一〇年には西郷隆盛を中心に鹿児島県士族を先頭に起こした西南戦争が勃発しているが、ここではそれらの詳細に触れない。他方、司法裁判制度に目を転ずるならば、明治九年一〇年代には、すでに明治四年七月に設置されていた司法省を中心に、明治八(一八七五)年には大審院諸裁判所職制章程や控訴上告手続きが定められるなど、着々と司法制度の刷新が進められている。明治維新を先導した旧長州藩、そして新県山口県の明治九・一〇年代にはどのような司法状況が現出していたか、これを山口地方裁判所が現有する『明治九年三月・裁判表・山口裁判所民事課(民事第三六號)』および『明治十年六月・裁判表・廣島裁判所山口支廳(民事第四四號)』

に拠って、この年代の山口県内の司法裁判概況に触れておきたい。ただし、これらの『裁判表』はそれ自体明治初期の司法裁判状況をよく伝える好個の参考史料であるだけに、その詳細な紹介は別の機会にゆずり、ここでは本史(資)料の内容の理解に必要な限度で簡単に摘記するにとどめることを諒解して頂きたい。

まず、明治九年三月の裁判表について、二葉目に、「明治九年三月廿七日、県官吏である鈴木田平の署名押印に次いで、「左の通司法省へ進達可相成哉」とあり、「明治八年一月ヨリ十二月迄民事裁判表別紙差出候也、明治九年三月 山口県参事兼六等判事木梨信一」の名で司法卿大木喬任宛に差出した半葉一枚の文書が添附されている。以下明治八年一月中訴訟事件数が貸金、商法金、預ケ金、売掛金、為換金以下略四七件名が横書に列挙され(件目)、縦書きに、十二月ヨリ越高・新訴、合計件数が示され、以下タテ書欄には(結局)として、訴状下ゲ、願下ケ、席前済口、席後済口、裁許、刑事廻シ、合計と並び、未決が記されていた。以下、明治八年自一月至十二月分迄の分と明治九年一月至十二月分などが掲げられている中に、山口裁判所以下各支部の開庁年月日が示されていた。

まず、(山口裁判所開庁以来民事新古件数并落着共取調書)によると、山口裁判所開庁年月日は、明治九年三月廿九日開庁(以下略)、萩区裁判所は明治九年五月八日開庁、赤間関区裁判所(現在の下関)は明治九年五月十九日開庁(以下略)、岩国区裁判

所開庁は明治九年六月一日となっている。ほかにも山口裁判所勸解件数、控訴届件数なども見られるが、明治八(一八七五)年自一月至十二月民事訴訟件数(元山口県取扱い)が記されている。それによれば、金銭に関する訴訟九九四件が取扱われ、金銭に関しない訴訟七〇六件、合計一、七〇〇件が取扱われていた。前者、金銭に関する訴訟の内、二〇円以上五〇円以下二五三件、五〇円以上一〇〇円以下が二〇二件とあり、五円以下が四四件、千円以上一万円以下九件の如くである。

つぎに、明治一〇年六月の裁判表を瞥見すると、ここでは裁判所の変遷が興味深い。表紙自体が「広島裁判所山口支廳」と書かれている。内容を見ると、明治九年自一月至十二月民事訴訟件数元山口裁判所扱いとして、金銭に関する訴訟九三八件、金銭に関しない訴訟二六五件、合計一、二〇三件である。元山口裁判所とあるのは、府県裁判所時代の名残りで各府県ごとに一裁判所とあったものから、明治九年九月、行政改革により、府県統廃合に合わせて裁判所も各府県に一裁判所から各地方に一裁判所へと改革され、しかも裁判所名も、例えば、広島地方裁判所でなく、単に広島裁判所とのみ称した。その結果、広島県が山口県を併合した形となり、裁判所も広島県を中心に山口県がその支庁に位置づけられている。したがって、たとえば明治一〇年五月中の裁判表によれば、そこには広島裁判所長代理山口支廳詰一級判事補、山崎萬幹の名が記されているが如くである。いずれにせよ、明治九

年から同一〇年には、山口、広島両県は、県域に大きな変動は見られなかったとは云え、司法裁判所の管轄、名称などに多少の変遷が窺えた。とりわけ勸解制度の導入により、訴訟事件数と勸解事件数に大きな差異、つまり前者の激減、後者の激増が明治九年以降顕著に現われる事に成るのは興味深い。詳細は他日に譲るが、これまでの調査によると、たとえば「明治九年自四月至十二月勸解受付簿(民事第一号)山口治安裁判所」と表紙に記載された簿冊の内容では明治九年四月十日第一号は、「戸籍差違之訴」であるが、四月十日(朱書き)当日願下、担当官は、主が寛、副が藤井であった。そして最終事件は、同九年十二月二十八日受付第六五八号であり、当事者住所氏名(略)、「貸金之願」(金額省略)、一〇年五月十五日(朱書き)済口で終っていた。担当官は、主が寛、副が山中である。なお、本簿冊の日付では九年十一月一日から同年十一月十四日の間だけ勸解事件の受付が欠けていた(あるいはその間萩の乱があったからではないかと推測している)。したがって、十一月十五日から同月三〇日で終っており、十二月は一日から二十八日で終る。全六五八件であった。

以上の次第であり、紙数の制約からこれで不十分ながら解題に代えることにする。

(文責 加藤 高)

二 目 次 表 (一)

日次 番号	整理 番号	事件番号	事件名	出訴年月日	裁判(結局) 年月日	原告(人)	被告(人)	係判事・ 判事補	備考
1	1	明治九年 十五号	観音堂并地券状差 縫	明治九年 三月二八日	五月九日 裁許	M B 俊隆 代言 森 龍輔	H N 武右衛門 外一名 代言 井原 清吉 瀧口 松太郎	寛 鈴木 海野	
2	2	明治九年 六号	山取戻之訴	明治九年 三月二八日	明治九年 六月八日 裁許 六月一四日 提訴届*	H E 清兵衛	T H 幸藏	寛 佐々木 海野	* 控訴審について資料はなし
3	3	明治九年 二六二号	貸金 (一〇〇円八二銭)	四月二二日	六月二六日 裁許済	E M 幾太郎	U U 嘉兵衛	寛 佐々木 伏見(原田)	* 「事件簿」では佐々木と原田
4	4	明治九年 五号	手付金取戻之訴 (四五六円九五銭 五厘)	三月二八日	六月二六日 裁許	Y S 真也 I T 正助	T D 次郎 外二名	寛 海野 河野(松原)	* 「事件簿」では海野と松原
5	5	明治九年 三六八号	田地取戻之訴	五月一六日	七月一三日 裁許	T B 八太郎 後見人 T B 又藏 代言 森 龍輔	I U 甚左衛門 (農) 代言 梅園 恒章	寛 海野 河野	【五ノ二】 【五ノ三】
5の 第五号*	2	明治九年 第五号*	(通知書)		明治十年 一月二九日				* 大坂上等裁判所園田 弘より 山口裁判所長岩村通俊宛通知書

				9	8	7	6				
2	11 の	11	2	10 の	10	9	8	7	6	3	5 の
		明治十年 第一七五号*		明治九年 第三四九号*	明治九年 四三二号	明治八年	明治九年 七五八号	明治九年 六六号 (三〇〇円)	明治九年 三八二号		田地取戻ノ控訴
		〔通知書〕	酒造株取戻濟口違 約之控訴	〔通知書〕	謝金督促之訴		約定金之訴 (二四二円一二錢)	約定金之訴 (三〇〇円)	質地違約之訴		
							明治九年 九月九日	三月二八日	五月二〇日		
		明治十年 三月二二日	明治十年 三月二二日	明治九年 七月二二日	明治九年 八月一日	明治十年 一月二四日 席後濟口	明治十年 七月一三日*	七月一三日 裁許 七月一七日 控訴届	七月一三日 裁許 七月一七日 控訴届	明治十年 一月二九日	
		AK 瀧次郎 代人 長屋 卷雄		Y T 義和		AK 瀧二郎 代理人 前原 彌一郎	M N 猷通 代理人 梅園 惟章	N T 卷雄 代理人 代官	K S 富士吉	I U 甚左衛門 代人 M T 修藏	
		T N 勝左衛門 代人 岡崎 高厚		K M 喜兵衛 代理兼被告 K M 雅		T B 勝左衛門	T M 九左衛門	T M 栄左衛門	K S 文藏 代官 河島 喜右衛門	T B 又藏 代人 瀬川 正治	
		大阪上等裁判 所		河口 定義 中 定勝 古莊 嘉門		寛 元忠 伏見 孝廉 海野 勲	寛 河野 海野 (進)	寛 河野 海野 (佐々木)	寛 河野 佐々木	中 定勝 園田 弘 大脇 彌教	
		控訴審判決 上記【九】事件の控訴審判決 (編者注)		控訴審判決				* 本文では「七月十二日」		控訴審判決	
			* 大坂上等裁判所伊庭貞剛より 山口裁判所長岩村通俊宛通知書	* 大坂上等裁判所河口定義より 山口裁判所長岩村通俊宛通知書							

明治九(二八七六)年分 山口始審裁判所「裁判言渡書」(民事第三四號)について(一)

二九八(二九八)

18	17	16	15	14	13	12	11	10
20	19	18	17	16	15	14	13	12
明治九年 二一〇〇号	明治九年 一八四号	明治九年 一七七号	明治九年 一四三号	明治九年 一三五号	明治九年 一三三三号	明治九年 二一 二一 二一	明治九年 四七一 四七一 四七一	明治九年 三三三九号
貸金之訴 (二五〇円)	対談違約之訴	対談金違約之訴* (八〇〇円)	貸金催促之訴 (一八円九錢三厘)	小作米之訴	貸金催促ノ訴 (六九九円一七錢 二厘五毛)	貸金催促乃訴 (一〇二円三錢二 厘)	為替金淹滞之訴 (九四円三〇錢)	貸金催促ノ訴 (二二〇円九四錢 二厘)
明治九年 四月一二日	明治九年 四月八日	明治九年 四月六日	明治九年 三月三一日	明治九年 三月三一日	明治九年 三月三一日	明治七年 十二月二四 日	明治九年 十月?日	明治九年 五月七日
明治九年 四月一三日 目安下ゲ	明治九年 四月一五日 目安下ゲ	明治九年 四月二一日 目安下ゲ	明治九年 四月一日 目安下ゲ	明治九年 四月一日 目安下ゲ	明治九年 四月一日 目安下ゲ	明治九年 四月十四日 訴状却下	明治九年 十月十日	明治九年 十月三日* 裁許
MZ 平助	MH 彌一郎	BB 亀之助 梅園 惟孝	FK 源八 代言人	TD 卯兵衛 代言人	NT 伊助 KM 茂兵衛 代言人 大藤 席助	NZ 耕之助	SSK 源三郎	YU 倉吉 代人 KG 休右衛門
ND 作治	ASN 三輔	KH 次郎	FY 甚吉	TM 松登	HTN 利兵衛	NO 半藏 外一名	TM 太助	KY 安左衛門 総理代人 KY 仙之介
海野	河野	河野	三嶋	原田	原田	原田	進 伏見 寛	進 河野 寛
		* 訴状は「約定金違約之訴」と 表記						* 本文には「十月二日」の朱書 き

27	26	25	24	23	22	21	20	19	目次 番号
29	28	27	26	25	24	23	22	21	整理 番号
明治九年 五七六号	明治九年 四七九号	明治九年 四五五号	明治九年 五一四号	明治九年 五三四号	明治九年 五二二号	明治九年 五〇二号	明治九年 四〇八号	明治九年 三三六号	事件番号
地所差縄之訴	先給地差縄之訴	地処経界差縄之訴	山林差縄之訴	米取戻之訴	預ケ金之訴 (七二〇円二銭九厘)	預ケ米取戻之訴	礼金差縄之訴 (二八円八一銭六厘)	買得耕地地券証差 縄之訴	事件名
明治九年 七月一〇日	明治九年 六月一三日	六月 七日	六月二二日	六月二七日	明治九年 六月二二日	明治九年 六月一九日	明治九年 五月二四日	明治九年 五月九日	出訴年月日
明治九年 七月二二日 目安下ゲ	明治九年 六月一四日 目安下ゲ	六月一〇日 目安下ゲ	六月一三日 目安下ゲ	六月二九日 目安下ゲ	六月二四日 目安下ゲ	六月二六日 目安下ゲ	明治九年 五月二五日 目安下ゲ	明治九年 五月十日 却下	裁判(結局) 年月日
N D 善助	N M 善甫 (惣代)	K N 藤右工門	O T 與三郎 (農)	物代人 K Y 文左衛門 (農)	S 忠七(商)*	N M 源太郎 (農)	A A 善一	A Y 庄藏 代理人 鶴田 庄吉	原告(人)
F H 團右衛門	F T 葆 外一名	S G 孝右衛門	A Y 帛輔	T M 政之進	T M 弥兵衛 外一名	S M 久仁 (商)	S Z 市右衛門	A K 興吉 外一名	被告(人)
河野	海野	河野	河野	海野	伏見	海野	海野	鈴木	係判事・ 判事補
* 訴状には「先給地差縄之訴状」の記載			* 訴状には「買得山毛上取免シ并違約金滞乃訴状」の記載	* 訴状には「上納米取戻之訴帖」の記載	* 大坂府在住				備考

明治九(一八七六)年 分 山口始審裁判所「裁判言渡書」(民事第三四號)について(一)

二九六(二九六)

36	35	34	33	32	31	30	29	28
38	37	36	35	34	33	32	31	30
明治九年 九四〇号	明治九年 九四八号	明治九年 八七七号	明治九年 八六七号	明治九年 八四七号	明治九年 八二九号	明治九年 八一〇号	明治九年 六一〇号	明治九年 五九二号
貸金之訴 (八円七五銭)	貸米之訴	貸金違約之訴 (二二〇円)	貸金之訴 (三八九円七〇銭)	宅地券状并建物定 約金之訴	取替金并耕地取戻 之訴	訴訟入費之訴 (八二円一〇銭)	先給地所差纏之訴	買得之耕地地券証 差纏之訴
明治九年 十一月一八 日	明治九年 十一月二二 日	明治九年 十月二三日	明治九年 十月二〇日	明治九年 十月一日	明治九年 十月六日	明治九年 九月二八日	明治九年 七月一七日	明治九年 七月一三日
明治九年 十一月二二日 取下ケ	明治九年 十一月二二日 却下	明治九年 十月二五日 却下	明治九年 十月二二日 訴状却下	明治九年 十月二二日 却下	明治九年 十月七日 却下	明治九年 十月一五日 目安下ケ	明治九年 七月一七日 目安下ケ	明治九年 七月一五日 目安下ケ
OD 安次郎	TN 吉兵衛	KH 徳右衛門	KH 徳右衛門	TT 辰平	TN 吉兵衛	TY 猪兵衛	ND 善助	SE 亀藏
WD 清左衛門	SB 敬三	FM 清藏	FM 清藏	KD 久兵衛	SB 敬三	MB 俊隆	山口縣令	OA 作次郎
高野	高野	進	進	河野	河野	小助川	進	小助川
	* 訴状には「貸米年賦返済違約 之訴状」の記載							

45	44	43	42	41	40	39	38	37
47	46	45	44	43	42	41	40	39
明治九年 六九五号	明治九年 一〇七一号	明治九年 一〇四九号	明治九年 一〇三九号	明治九年 一〇三八号	明治九年 九九七号	明治九年 一〇一六号	明治九年 九八四号	明治九年 九五一号
貸金催促之訴 (三三三三〇四〇錢)	貸金違約之訴 (一三三三三六〇錢)	対談金違約之訴 (二二二四九一錢)	貸金催促之訴 (六八四三四錢四厘)	貸金催促之訴 (二〇四五錢四厘)	違約金之訴 (二〇五円)	売掛代金催促之訴 (一四三三円)	耕地差纏之訴	対談金取戻之訴 (七一四四〇錢)
明治九年 八月一六日	明治九年 一一月二五日	明治九年 一一月二〇日	明治九年 一一月一八日	明治九年 一一月一八日	明治九年 一一月四日	明治九年 一一月一日	明治九年 一一月三〇日	明治九年 一一月二二日
明治十年 二月一〇日 裁許	明治九年 一一月二七日 却下	明治九年 一一月二三日 却下	明治九年 一一月九日 却下	明治九年 一一月九日 却下	明治九年 一一月九日 却下	明治九年 一一月二二日 却下	明治九年 一一月一日 却下	明治九年 一一月二二日 却下
KY 馬之返	KH 徳右衛門	WN 三省 (士)	YD 葆直 (士)	HN 儀助 (商)	SK 忠兵衛 (農)	SE 仁兵衛 (士)	ID 丹下	AA 善一
IU 豊吉 代人 IU 源太郎	FM 清藏	I 祐六	ON 眞一	SK 三次郎 (農)	MN 宗八 (商)	KM 八郎 (士)	TN 喜左衛門	SZ 市右衛門
進 鈴木	河野	河野	河野	鈴木	鈴木	小助川	小助川	小助川

明治九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

二九四(二九四)

46	47	48	49	50
明治九年 一〇〇三號	明治九年 一〇三三號	明治九年 一〇三四號	明治九年 九九一號	明治九年 七二七號
貸金催促之訴 (四八四四九錢)	貸金催促之訴 (二一〇円)	貸金催促之訴 (五〇〇円)	約定金違約之訴 (二〇円)	貸金催促之訴 (五二二円六〇錢)
明治九年 二月六日	明治九年 二月一四日	明治九年 二月一四日	明治九年 二月四日	明治九年 八月二四日
明治十年 二月六日 裁許	明治十年 三月二〇日 裁許	明治十年 三月一〇日 裁許	明治十年 三月一五日 裁許	明治十年 三月二八日 裁許
KH 寅吉 代人 YN 清治	KI 昇三郎	KI 昇三郎	TS 善九郎	YN 虎市郎
TS 新藏	KY 勘左工門	KY 勘左工門	MY 利兵衛	YM 亀右衛門
鈴木 寛 海野 寛	鈴木 寛 高野 進	鈴木 寛 高野 進	鈴木 寛 高野 進	鈴木 寛 進
		* 裁判官の署名押印はない		

三 本文読下し(一)

〔一〇〇一A〕〔一〕石観音堂并地券状差違之訴^(注1)

所長印*

*「岩村」の丸朱印

石観音堂并地券状差違之訴
同縣同大區十一小區堂ノ前町

申渡

山口縣第十大區九小區上宇野令

□□□□番地 Z 寺住職

MB 俊隆代言

原告

森

龍輔

被告 HN 武右工門

同縣同大區同小區石観音町

□□□□番地商

** 欄外上部に

同 T Y 猪兵衛

〔明治九年第十五号〕

書類保存」の朱書き

〔〇〇一B〕

同縣同大區同小區久保小路町七百

拾四番地 商

同代言 井原 清吉

同縣同大區同小區堂ノ前町貳百

九拾七番地 商

同 瀧口 松太郎

其方共一件遂審理処

原告ハ石觀音堂ハ元DU寺ヨリ引続キ当時ZS寺抱ニ

有之地面ハ往古ヨリ免除地ニテ旧藩中渋紙細引代モ相取メ

明治六年以來ハ右地所ヘ当ル貢金其外該區副戸長役場ヘ

相納メ全クZS寺抱ナルヲ地券狀ハ町用掛リHN武右工門

手元ヘ預リ居ル由ニ付渡シ呉ヘク屢々掛合ニ及フト雖モ觀音

堂モ村持ノ様申立承諾不致ニ付右券狀速ニ受取りタキ旨

〔〇〇一A〕

陳述セリ

被告ハ石觀音堂宇ハ往古ヨリ村持ニテ修繕費等町内

出金或ハ世話人ヨリ勸化ニテ相弁ヘ来リ明治六年地面畝盛リ

相成テヨリハ貢金区費等町内ト堂守友賢トノ申合ニテ友賢

ヨリ相納メ先般村持トノ券狀御下渡相成リタルニZS寺ヨリ

券狀渡シ呉ヘク掛合有之タレトモ下夕方ノ勝手ニ授受スヘキ筋ニ

無之故

渡シ方致サ、ル旨申立タリ

依テ判決スルコト左ノ如シ

第一條 原告(ニ)於テ石觀音堂地面往古ヨリ免除地

ニテ旧藩中渋紙細引代等収納シ明治六年以後ハ

貢金区費ヲモ相取メタルトノ申立ハ抛ルヘキ證左無之

必竟右地所ハ旧藩中宝曆年間*小村画面ニモ反別石高

*西曆一七五一〜一七六四年

記載無之ニツノ無稅地タルヲ以テ我所有トシ地券申受度

〔〇〇一B〕

トノ儀ハ理由無之ニ付採用不相成候事

第二條 被告(ニ)於テ石觀音堂ハ村持ニテ修繕費等

町内ニテ相弁ヘ来タリシ旨申立ルトイヘトモ確タル證跡モ

無之殊ニ堂宇ハ旧来DU寺所轄ニテ明治三年善生寺ヘ

譲リ受タル儀原告所有ノ證書ニ判然タル上ハ村持トノ

申分難相立候事

右代書人

右之通申渡ス間其旨ヲ得ヘシ

明治九年五月九日 掛

七等判事 寛 元忠**印
**「萩表出張中ニ付代理」の朱書き

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

一九二(一九二)

ハ資 料

修道法学 四一卷 一号

二九一(二九一)

主 十四等出仕 鈴木 円平 印
副 二級判事補 海野 勲 印

〔〇〇三B〕

其方共一件遂審理処〔左之如シ〕*

原告ハ先年紙代金滞ノ末安政二年**十二月被告新兵衛
* カッコ内四文字を朱点で抹消
** 西暦一八五五年

所有ノ字塩ノ瀬山代金三拾円ニテ買得約定ノ³砌病氣

ニ付手代OT松助ヲ以テ新兵衛並ニ証人利吉トモ三

名立会ノ上地所取極メ利吉ハ南桑村居住ニ付直二山

守依頼ニ及ヒ置キ其後明治四年**十二月兼テ約定ノ山引受

*** 西暦一八七一年

申 渡

山口縣第三大區五小區廣瀬村□□□□番
地居住 農 嘉右衛門代 倅

原告人

H E 清兵衛

買得山引渡差繩之訴

同縣同大區九小區南桑村□□□□番地居

一 住 農

被告人

T H 幸藏

同縣同大區同小區南桑村戸長代

引合人

福田 定吉

** 欄外上部に

同縣同大區同小區塩ノ瀬村畔頭

同

片山 宗吉

明治九年

第六号」の

朱書き

〔〇〇四A〕

境界判然タル上ハ相違無之ト答ヘタリ

右ノ如ク相争ニ付戸長代福田定吉畔頭片山宗吉トカ立会

実地取調サスル処原告申立ノ小村絵図ハ曾テ無之

被告新兵衛所持山ハ全ク字塩ノ瀬ニテ

境界等モ相違無之旨申立タリ

〔〇〇三A〕 〔一〕 買得山引渡差繩之訴^(注2)

* 〔岩村〕の丸朱印

依テ判決スル事左ノ如シ

原告ニ於テ被告新兵衛ト先年約定ノ山ハ字違ヒニテ
現今可渡トノ山ハ長渡路山ノ旨云々申立ルト雖モ特
ニ口頭ノ申争マデニテ公正ノ証左無之必竟売買ノ仮約定トス依テ

明

治八年第百六号公布ヲ不履行モノニ付明治六年三百
六十二号出訴期限第二條ニ依リ原告ニ於テ請求スル
ノ權ハ無之候事

右之通申渡ス間其旨ヲ得ヘシ

右代書人共

〔〇〇四B〕

明治九年六月七日

掛七等判事 寛 元忠印

主 十一等出仕 佐々木 綱一印

副 二級判事補 海野 勲 印

〔〇〇五〕【絵図面一葉添附】^(注3)

〔絵図面一*〕〔略〕

* 「明治九年第六号」の
朱書きがある

〔〇〇六〕【絵図面一葉添附】

〔絵図面二**〕〔略〕

** 「□年六月六日改正写之分
戸長代 畔頭片山宗吉方出ス」

の朱書きがある。□は「九」か

〔〇〇七A〕【三】【貸金催促之訴】^(注4)

所長 印*

* 「岩村」の丸朱印

申 渡

山口縣第十大區十一小區後河原町□□□□

□□番屋敷居住 商

原告人

E M 幾太郎

貸金催促之訴

山口縣第十一大區二小區秋穂村□□□□□番

** 屋敷居住 農

被告人

U U 嘉兵衛 「明治九年第二
百六十二号」

** 其方共詞訟遂審理処

原告ニ於テハ平右工門事日多助ヨリ讓受タル被告借金

証書ハ明治七年二月五日多助ト取引ノ未受取ル可キ金額ニ

流用致シタル者ニテ其後被告人ヘ催促及フト雖モ返済致サル、ニ

付

〔〇〇七B〕

出訴對審中返金致ス可キ旨更ニ證書ヲ差

入レ延期期ヲ約シナカラ期日ニ至リ右金額ハ讓主多助ヨリ米代金請

取

タル上ニ無之テハ払方不相成杯苦情申立ルニ付為念多助留

明治 九(二八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

一九〇(二九〇)

守代同人長男幸市ニ相頼ミ古帳簿調査スル処被告ニ於テ讓主多助ト差引ノ約定有之由申立ル米拾五石ノ代金百五円ノ辻ハ他ノ勘定ニテ既ニ差引ニ相成居自分讓受タル証書關係無之此余勘弁難致ニ付急速返金請度旨申立タリ

被告ニ於テハ原告訴ル処ノ金額七拾円日多助ヨリ借用致シタルハ相違無之ニ付対談日延中期日ヲ約シ返済ス可ノ証書差入タリト雖モ右多助トハ拾ヶ年前寅ノ十二月中米拾五石買得致シ代金百五円ハ其節相渡シ米ハ追テ請取ル可キ約定ニテ未タ請取サル内該証書ノ金額借用シタル者ニテ後日返済ノ時ハ米価金百五円ト差引流用致ス可ト互ニ口頭契約ヲ成シ置タ

〔〇〇八A〕

ルニ付大坂府下寄留多助方へ掛合ヒタル処今以テ回答無之ト雖モ一言ノ通知モナク讓渡タル儀何分難心得加之自分所持ノ書類中昨明治八年三月附ヲ以テ多助方ヨリ送リタル計算書ニモ前段金七拾円ノ廉ハ記載有之旁原告人ニ於テ明治七年二月五日讓受タル段申立ル順序モ難認ニ付対談延期ヲ願中一旦確証ヲ差入タリトモ今更履行致難ク旨申立タリ

依テ判決スル左ノ如シ

被告ニ於テ借用ノ金額七拾円ハ相違無之ヲ以テ裁判延期願

中返金致ス可シト期日ヲ約シ更ニ証

書ヲ差入置ナカラ違約スル而已ナラス今更多助ト差引流用

ノ約定有之ニ付讓渡シタルハ不当ナリトシ且明治八年三月附

ヲ以テ多助ヨリ送リ來ル計算書中ニ金額七拾円ノ辻記載アルヲ以テ明治七年二月五日讓渡シタル順序難認ニ依リ返金〔〇〇八B〕
難致段申立ルト雖モ確タル証憑無之ニ付申分難相立仍テ原告請求ノ金額ハ速ニ返却可致候事

右代書人共

右之通申渡セシ間其旨ヲ得ヘシ

掛 七等判事 寛 元忠 印
主 十一等出仕 佐々木 綱一 印
副 四級判事補 伏見 孝廉 印

明治九年六月 日

〔〇〇九A〕 〔四〕 〔買附楮入金淹滞之訴〕^(注5)

* 欄外右側に「九年第五号

元松原掛」欄外上部左側に

「書類保存」の朱書^キ

* 「岩村」の丸朱印

印**

申 渡

廣島縣下安藝國廣島第一大区
拾小区的場□□□□□番邸

士族

原告 Y S 眞也***

***「マナリ」

原告ハ去ル明治六年十二月十二日KH榮吉周旋ヲ以TD

同縣下同国同大区三小区上流川町

の朱ルビ

（〇一〇A）

次郎介外兩名ヨリ楮三万貫目ハ翌七年一月十日建相場ヲ以テ追々買入可致ト第壹号證書ノ如ク結約ヲナシ且取引ノ

〇〇〇〇番邸

士族

同 N O 直夫**

**「タマヲ」

場合ニ於テ貫目ノ多少相場ノ様ハ其現場ニ応シ定ムハキナレトモ楮拾貫目ニ付凡代価貳円ト積リ三万貫目ノ一割

買附楮入金掩滞之訴

山口縣下第二大区三小区御庄村

の朱ルビ

金六百円ハ第壹式三四号證書通り四度ニ渡タリ然ルニ翌七年一月期日真違ヨリ終ニ破約セラレ因テ前金六百円

〇〇〇〇番屋敷 士族 TD

〔〇〇九B〕

次茂*代言人

*「ツグシゲ」

第拾大区拾壹小区上立小路五百

の朱ルビ

其都度払代金ノ内ヨリ前金六百円入金之辻エ金百四拾

貳番屋敷

被告 中国 喜齋

第二大区三小区桂野村〇〇〇番

屋敷 士族

同 O 健道**

**「ケンドウ」

金額ハ楮ヲ以テ返却ノ対談取究メタルハ既ニ彼カ非理ナルヲ

同大区式小区川西村〇〇〇〇

の朱ルビ

了知シタルニ付残金分ハ正金楮ノ内ヲ以テ請取度旨申立タリ

〇番屋敷 士族

同 W 善太夫***

***「ヨシ」

被告ハ原告申立ル結約ハ相違ナケレトモ相場建ノ期ニ至リ直

の朱ルビ

其方共案件遂審理処

違ヨリノ破約ハ彼ヨリ生シタルニテ其際前入金六百円ハ手附

明治 九（一八七六）年 分 山口始審裁判所

「裁判言渡書」（民事第三四號）について（一）

二八八（二八八）

六百円之内江扣除セラルタモ原告於別途ノ取引ト申立ルハ相違ニテ且取引期限ハ素々未定ノ約束ナレハ原約ヲ履

行スルトモ残金返償スル理由無之旨申立審判中残金額

ハ楮ヲ以テ返済ス可クト一旦與約シタレトモ尚即今原告ノ求ニ応シ難クト主張セリ

依テ判決スルコト左ノ如シ

被告(ニ)於テ建相場ノ期ニ臨ミ直違ヨリ終ニ破約セラレ後二三千

【〇一A】

三百貫目ノ楮取引致セシハ初發定約ニ對シタル取引ニ付置而

違約ニ無之依テ原約ヲ履行スルモ前入金残ハ返償シ難

キ旨申立原告ハ後ノ楮取引ハ別途ニテ前入金六百円ハ素々

被告ノ直違ヨリ破約シタレハ前金償還督促ノ末一旦延期ヲ

与ヘタルモ終ニ違約及ハレ且又後ノ楮買入代金之内ヨリ既二百

四拾三円余扣除スルヲ承諾セシハ彼力違約ノ証ニ付殘金請取

モ原約ヲ履行スヘキ謂無之旨双方相争トモ抑取引上ノ契約之魔

漏ナルニ依テ孰レヨリ違約セシヤハ到底口頭ノ陳述ニテ審スルニ

拠ナシト雖モ現実被告ハ敢*前

* 最の略字

楮売得金ヲ以テ追々百四拾三円余扣除セシメシハ

六百円ハ別段正金還償ノ承諾ヲ許セシモノト見做サ、ルヲ得ス

況ヤ本年五月廿六日楮ヲ以殘金額ハ濟方可致ト一旦誓シハ自ら非

理ナルヲ了知シタルニ付W善太夫外面名ヨリ原告請求

通り償還スヘシ

【〇一B】

右代書人共

右之通双方江申渡セシ間可得其意

明治九年六月廿四日

掛 七等判事 寛 元忠印
主 二級判事補 海野 勲印
副 十四等出仕 河野 忠三印

【〇一二A】【五】【田地取戻之証】^(注6)

明十三日宣告*

長印**

申渡

第拾三大区四小区大嶺村奥分

□□番屋敷 T B 八太郎

後見人 T B 又藏 代言

第拾大区拾小区中川原町

百七拾五番屋敷

原告 森 龍 輔

田地取戻之訴

第拾三大区四小区大嶺村奥分

〇〇〇番屋敷IU甚左衛門 代言 *** 欄外上部に

第拾大区拾小区中市町百廿

朱書き

貳番屋敷 品川 忠四郎方寄留

「明治九年

〔〇二一B〕

第三百六十八号

大坂府士族

書類保存」

被告 梅 園 恒 章

其方共之件遂審理処

原告ハ分家TB傳二兵衛死失跡這回再興致スニ

付テハ傳二兵衛生存中去ル慶應元丑年十二月*被告

甚左エ門江翌寅年ヨリ向キ拾ケ年期ニテ売渡 *西曆一八六五年

置タル地所ヲ請還スヘクト昨八年十二月満期ナレハ

代金持參掛合タルニ甚左エ門ハ證書焼失シタレトモ永

代買得ノ旨之ヲ申還付致サス依テ慶應年度** *西曆一八六五

村役場奥印帳ヲ点檢スルニ先役田中光藏自筆 〃六八年

ニテ拾ケ年期売渡ノ旨記載并割印モ有之且現今

戸長モ年期売渡シニ相違無之旨答弁致セシハ判

〔〇二一A〕

然タル公證ニ付速ニ地所取戻度旨陳述シタリ

被告ハ原告申立ル地所ハ慶應年度TB傳二兵衛

ヨリ買得ハ相違無之其際受取置證書ハ其後焼失シ

タレトモ永代買得ニテ年期還付ノ約定ニ無之將又同年

度村役場奥印帳ニ先役田中光藏自筆ニテ拾ケ年

期売渡ノ旨記載并割印等有之方今ノ戸長モ年期

売渡ト證言スレトモ右ハ村吏トモ原告ト申合セ取拵ヘ

タリト思念スレハ目今原告ノ求メニ応シ難旨主張セリ

依テ判決スルコト左ノ如シ

原告ハ慶應年度村役場ノ帳簿并現今戸長ノ證

言ヲ以テ年期売渡ナレハ地所取戻シ度旨申立

被告ハ曾テ買得ノ證書焼失シタレトモ永代買得ニテ

年期還付ノ定約ニ無之且慶應年度奥印帳

〔〇二一B〕

記載ノ年期并戸長ノ證言モ原告村吏ト申合ノ所

為ナレハ地所ハ還付シ難キ旨申立ルト雖特ニ口頭ノ

陳述一己ノ思想迄ニテ現在奥印帳ヲ徹査スルニ

拾ケ年期ト判然記載割印モ有之且方今戸長

ニ於テ年期売渡ニ紛無之旨證言スレハ思想ヲ

以テ取消シ難キ間甚左衛門ハ代金請取地所ハ原

告請求通引渡可申事

右代書人共

右之通申渡セシ間可得其意事

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所

「裁判言渡書」(民事第三四號) について (一)

二八六(二八六)

明治九年七月十三日 掛七等判事 寛 元忠 印

ヲ以テ代人トナシ先般及控訴ニ付別紙ノ通
判決申渡候條此段及御通知候也

大坂上等裁判所

主二級判事補 海野 勲 印

明治十年一月廿九日* 七等判事 園田 弘 印**

廣寫裁判所長

副 十五等出仕 河野 忠三 印

四等判事 岩村 通俊 殿 ** 西曆一八七七年
「七等判事園田弘
之印」の角朱印

〔〇一五B〕

(記述なし)

〔〇一四B〕

(記述なし)

〔〇一六A〕【五-3】^(注8)控訴審判決

裁 決 書

山口縣第十三大區四小區

美祿郡大嶺村與分□□□番

屋敷 平民 原告 IU 甚左エ門

代人

大坂府第一大區三小區寫町

□丁目□番地 寄留

滋賀縣士族

M T 修 藏

〔〇一五A〕【五-2】^(注7)控訴審判決の通知書

第五十六号* 印**

印**

* 朱書き

山口縣第十三大區四小區美祿郡大嶺村 ** 「岩村」の丸朱印と

與分□□□番屋敷平民TB又藏ヨリ同 「寛」の小判型朱印

□□□番屋敷平民IU甚左エ門へ係ル

田地取戻ノ詞訟旧山口裁判所(ニ)於テ裁決

ノ末右甚左エ門滋賀縣士族牧田修藏

山口縣第十三大区四小區美祿

郡大嶺村奥分□□番屋敷 平

民 被告 T B 又藏 代言人

大坂府第三大区一小区江戶堀上

〔〇一六B〕

通一丁目九番地 寄留

大分縣土族

瀬川 正治

田地取戻ノ控訴遂審理処

原告(ニ) 於テハ被告T B 又藏ノ親戚T B 傳ニ兵衛儀今

ヲ距ル三十年前旧山口藩S D 五郎兵衛ノ家来トナランコトヲ

望願スレトモ百姓軒跡式相続人ナキニ於テハ其望願成ラサ

ルヨリ原告I U 甚左衛門ヲ百姓軒跡式相続人トナシタリ其后

慶応元巳年*ニ至リ本訴ノ田地三反六畝二十七步ヲ錢百八貫

* 西曆一八六五年

慶応元年は乙丑、近くの巳年

は明治二(西曆一八六九)年

文ニテ右傳ニ兵衛ヨリ甚左衛門へ永世買受ケタリ其証書ハ明

治六年四月廿七日火災ニ罹リ焼失セリ被告之レヲ知テ年期売渡

シナリト申立明治九年五月十六日*山口裁判所へ出訴セシ処慶應

** 西曆一八七六年

元巳年村役場奥印帳ニ当時ノ畔頭役田中光藏自筆ニテ年

〔〇一七A〕

期売渡シノ旨記載及ヒ割印有之且方今ノ戸長モ年期

売渡シナリト証言スルニ依リ右田地被告へ返却スヘシトノ裁決

相成タレトモ昔日原被問ニ於テ売買セシハ永世タルヤ年期タル

ヤ等ノ結約方今ノ戸長何ソ知ルコトヲ得ン唯奥印帳年期売

渡シノ文字アルヲ以証言スト雖トモ該帳簿ニ筆ト記セル田中光藏

ヨリ受取ル明治九年*六月七日附原告第一号ノ証書ニ御藏入

畔頭 * 西曆一八七六年

役仕候外S D 領ノ方役義致候事無之ニ付S D 領ノコトハ存

不申ト有レハ前件ノ帳簿并ニ戸長ノ証言ハ証拠ニ不相立又S

D 五郎兵衛領旧庄屋竹内周藏ヨリ受取明治九年六月七日附

原告第二号ノ証書ニT B 傳ニ兵衛方ヨリI U 甚左衛門へS

D 領ノ田売渡シノ事杯候共年限中ト申事ハ覚不申云々ト有レ

ハ被告ト戸長馴合后ニ製造シタル村役場帳簿ト思想ス又被

告ノ証拠トスル第一号ノ証書ノ受人タルK B 又三郎ヨリ受取ル

明治

〔〇一七B〕

九年六月七日附原告第三号ノ証書ニ年限ト申事ハ覚不申

云々トアリ右ノ如ク確正証左之レアルノミナラス該田地ハ永

世買得ナルニ付今日ニ至ル迄數年貢米ヲ捧ケタリ依テ山口裁

判所裁決不服ナル旨陳述セリ

被告(三) 於テハ慶応元巳年十二月T B 傳ニ兵衛ヨリ原告I U 甚

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

二八四(二八四)

左衛門へ向キ拾ヶ年期ニテ田地三反六畝二十七步売渡シ明治八年十二月満期ナレハ代金持參掛合及ヒタルニ不差戻ニ付明治九年五月十六日山口裁判所へ出訴シ結局右田地返却スヘキトノ裁決ナリ

タルハ不服ナル旨ヲ以テ原告控訴及ヒIU甚左衛門ヲ百姓軒跡式相続

人トナシ云々陳述スレトモ独原告ノ口述ニシテ更ニ其証憑之レナク又錢百

八貫文ニテ田地永世買得シタル旨陳述スレトモ明治九年一月二十日附被

告第二号証書ニ來寅ヨリ十ヶ年売渡シ云々ト村役場帳簿

へ明記村吏ノ証印ヲ押捺シアレハ永世売買ニハ無之又田中光

〔〇一八A〕

藏ヨリ受取ル原告第一号証書ニSD領ノコトハ存シ不申云々ト有之ニ付被告第二号証書村役場ノ帳簿并戸長ノ証言ハ証拠ニ不相立旨陳述スレトモ明治九年十月二十五日附被告第三号証書

通田中光藏ナル者ハ同村本藩領ノ村吏ニテSD領ノ村吏ニ

非サルコトヲ証シタルモノニシテ被告第二号証書村役場帳簿ノ

真不真ヲ証シタルモノニ無之又永世買得ノ田地ニシテ今日ニ至ル迄

数年貢米ヲ捧ケタル旨陳述スレトモ被告第一号証書則慶應元

巳ノ十二月附被告ヨリ原告へ十ヶ年期ニテ売渡シ証書扣ノ如ク

年限受渡申ノ義務ヲ尽シタルモノナリ又旧庄屋竹内周藏ヨリ受取

ル原告第二号証書ニ年限中ト申事ハ覚不申トアレハ被告ト戸

長馴合後ニ製造シタル村役場ノ帳簿ト思想ス旨陳述スレトモ被

告第二号証書ノ通奥書割印ハ當時ノ村吏田中光藏ノ自筆

実印ニシテ被告第三号証書ノ通其記載押印セル田中光藏真

〔〇一八B〕

正ノモノナリト証言スノミナラス明治九年五月十六日附被告第

四号証書ニ田中光藏方ニ奥印帳之アラハ一書文連印ノ義

ニ付相違無之旨竹内周藏証言セシハ則被告第二号証書ノ真

正ナルコトヲ証明シタルモノナリ又原告第三号証書ニKB又三郎

年 限ト申事ハ覚不申ト有之旨陳述スレトモ明治九年十一月五日附被

告第五号証書ノ通り原告へ第三号証書認メ相渡シタル覚無之旨

KB又三郎申立ル上ハ該証書ハ真正ノ者ニ無之且ツ被告第二号証

書中ニ連印スル孫四郎又三郎ヨリ受取ル明治九年二月附被告第

六号証書ニ於テモ年限売渡シノ契約ナルコト判然ナルニ付該田

地買受シ度旨答弁セリ

依テ判決スル左ノ如シ

原告ハ第二号証書村方帳簿ハ被告ト戸長ト私カニ相謀リ

取捨ヘタル旨陳述スレ共其証憑ナク止タ臆測ニ出タル者ナ

〔〇一九A〕

ルニ付該証書ハ真正ノモノニテ十ヶ年切り買戻ヲ証明スヘキ効驗アルモノトス

其他原告双方ヨリ提供セル証拠物ハ永代買取りシ歟十ヶ年切売渡セシ歟之レカ事実ヲ証明スヘキ効驗ナキモノトス
右結局原告ハ被告提供ノ第二号証書通り本訴田地ヲ被告ヘ売戻ス可キモノトス

明治十年一月廿九日大坂上等裁判所ニ於テ判決申渡スモノ也

六等判事 中 定勝

七等判事 園田 弘

七等判事 大脇 弼教

〔〇一九B〕
(記述なし)

〔〇二〇A〕【六】揚り質山林差纏ノ証^(注9)
所長* 掛 佐々木十一等出仕 印** * この行朱書き

申 渡 印*** ** 「佐々木」の丸朱印
判事 印*** ** 「寛」の小判型朱印

山口縣第七大区十六小区大津島
□□□□番屋敷居住 農

原告人 K S 富士吉

揚り質山林差纏ノ証

山口縣第七大区十六小区大津島

□□□□番屋敷居住 農 K S 文藏

代言同人長男

被告人 河島 喜石工門

其方共詞訟遂審理処** * 欄外上部に朱書き

〔明治九年第三百八十二号〕

原告ニ於テハ明治五年申十月中金千貳百四拾壹円余ヲ新証文ニ書改サセ貸渡ス際九十六番K S 文藏持分不残ト書入

〔〇二〇B〕

サセ置ク処其後元利金共相滞リ遂ニ明治七年二月*ニ至リ証人

* 西曆一八七四年

立会ノ上揚ケ状ヲ以テ書入ノ地所引渡シ度旨示談ニ付戸長座へ届出帳簿名前書替ノ上地所受授シタル者ニテ耕地ハ既ニ新地券証モ下付相成リ山林ノ部ハ該縣内此節調査中ニ付未タ地券ハ受領セスト雖モ明治七年以來ハ貢租上納致シ伐木等勝手ニ致シ来リ所有ニ於テ聊カ疑点無之ヲ被告ニ於テハ揚ケ状へ調印シタル
覚ヘ無之旨主張シ右山林他へ売払度モ彼は故障致迷惑相掛ケ

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所「裁判言渡書」(民事第三四號) について (一)

二八二(二八二)

候ニ付無抛出訴ニ及ヒタル旨申立タリ

被告ニ於テ原告申立ル処ノ金額借用セシハ相違無之ト雖モ其節
証書中ハ九十六番K S文蔵持分不残ト記載シタル番号ハ耕地二限
リタル名寄ノ番号ニテ山林マテ籠リタル番号ニハ無之ニ付既ニ借
用証

書中ニハ山林ノ字ハ記入無之原告所持スルル処ノ揚状ニ限リ小林ニ
至ルマテト記載アリト雖モ山林ノ儀ハ別ニ十二番ノ記号之アリ事
実

〔〇二一A〕

齟齬ノ訳ニテ自分トモニ於テ右様記入スキキ筈ハ無之且捺印シ引
渡シ

タル覚ヘ等更ニ無之ニ付仮令明治七年以來貢租上納年々伐木等
致シ来リ耕地々券証受領ノ儀ニ於テモ素ヨリ承諾ニ無之況ヤ山林
所有ノ

移ル可キ筈ハ無之ト主張セリ
依テ判決スルヲ如左

被告借用証書中九十六番ト記載アルハ耕地名寄ニ限リタル番号
ニテ山林迄籠リタルモノニハ非ス且明治七年戌二月押印ノ上揚状
引

渡シタル覚ヘ無之旨申立ルナレ共抑モ押捺スルル処ノ印影タルヤ梅
花
ヲ刻シタルモノニテ異同ヲ審スル能ハス然ト雖モ實際ニ於テ明治

七年

後ハ戸長座帳簿モ耕地山林共原告名前ニ書替ヘ相済ミ貢租収
納伐木致シキタル上ハ所有ノ權充分保全シタル者ニ付被告ニ於テ
今更
相争フ可キ条理ハ無之事

右代書人共

〔〇二二B〕
右之通申渡セシ間其旨ヲ得ヘシ

明治九年七月十三日
掛 七等判事 寛 元忠 印
主 十一等出仕 佐々木 綱一 印
副 十三等出仕 河野 忠三 印

〔〇二二A〕 【七】 【定約金催促之訴】^(注10)

明治九年第六十六号*

印**

申 渡

** 「岩村」の丸朱印
* 朱書き

鳥取縣因幡國第四拾區三番地
□□村 平民 N T 卷雄 代 言 人 山 口

縣第十大區十小區中市町百二十

二番屋敷 品川忠四郎方寄留大坂府士族

原告 梅園 惟章

定約金催促之訴

山口縣第六大區第四小區野原村□□□□

□番屋敷

被告 T M 榮左衛門

其方共一件遂審理処

(〇二二B)

原告ハ明治八年五月被告榮左衛門ヨリK M政

助F I仁助口入ヲ以テ清酒醸造ノ儀山口縣ヘ出願

ノ依頼ヲ受ル処其前別人ノ為メニ許可ヲ請フモ曾テ

免ルサレス因テ直ニ内務省ヘ出願ノ為メ上途ノ際ナレハ

右許可ヲ得シ上ハ榮左衛門分モ尽力スヘシト預メ手

数料トシテ金三百円請取ル可クトノ定約書ヲ請取り置キ爾後内務

省ヘ出願及フニ筋違ヒノ趣ヲ以テ却下セラレ該管庁ヘ

何分ヲ達ス可シト口達アリ然ハ山口縣(二)於テ一般ニ許

可相成ル可クト思念シ帰国ノ上明治八年七月被

告ヘ前々依頼ノ手續キヲ以テ出願シ遣ハス可シト掛合

ヒシ処何等ノ答弁モ之レナク依テ右定約書ヲ以(テ)出訴及フ処被

告

実印ニ非ラサル旨申立ルニ付戸長役場(二)於テ取調

フルニ同人実印ニハ無之ナレトモ兼テノ定約ニ背キ自
(〇二三A)

己ニ酒造ノ允許ヲ得シハ暗ニ自分ノ力ニ因ルナレハ手数

料金三百円ハ強テ請取り度旨陳述セリ

被告ハ原告申立ルK M政助F I仁助兩人ヲ以テ

清酒醸造ノ出願ヲ依頼セシ儀ハ更ニ無之其前政助

ヨリ手数料金三百円差出スナラハ許可相成ル様

尽力スヘシト勸メシナレトモ多数ノ金員ニ付応セサリシ

將タ目今營業ノ酒造ハ明治八年八月*山口縣(二)於テ公

*西曆一八七五年

正ノ許可ヲ得シナレハ原告ノ力ヲ飯ルニ及ハサルハ勿論

定約書杯渡ス可キ謂レ無之ノミナラス印章相違ノ

証書ヲ以テ訴ヘラル、筋無之旨申立タリ

依テ判決スルヲ左ノ如シ

原告(二)於テ確證トシ訴フル処ノ定約書タルヤ被告

田村榮左衛門ノ実印ニ非ラサルヲ明瞭ナル上ハ訴訟

(〇二三B)

ノ原由審スルニ抛ナシ依テ訴狀答書共却下候事

右代書人

右之通申渡セシ間其意ヲ得ヘシ

掛 七等判事 寛 元忠印

明治 九(一八七六)年

分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

二八〇(二八〇)

明治九年七月十二日 主 十五等出仕 河野 忠三印

副 二級判事補 海野 勲 印

* 西曆一八七四年

書受取り金百五拾円貸渡シ其後右書人ノ余分ヲ見込金七

拾円兩度ニ貸添ヘ元金合テ貳百貳拾円ヲ期限ニ至リ元利返

済ヲ督促セシニ調金相成ラス將ヒ〔被〕告書人ノ地所ハT M政之進

ナル者ヨリ

地所所轄ノ争訟起リ明治八年九月十五日* 山口縣廳ノ裁判

* 西曆一八七五年

〔〇二四A〕【八】〔貸金催促之訴〕^{〔注1〕}

印* 申渡 *〔岩村〕の丸朱印

山口縣第二十一大區第十七小區須

佐野頭村第□□番屋敷 士族

原告 M N 猷 通

山口縣第十大區第十一小區豎小路

町第四百番屋敷 士族

右代言 前 原 彌一郎

貸金催促之訴

山口縣第二十一大區第十七小區須佐

野頭村第□□□□番屋敷 平民

被告 T M 九右衛門 * 上部欄外に朱書き

其方共一件遂審理処** 「九年

〔〇二四B〕

第七百五十八号〕

原告ハ明治七年五月*被告T M九右衛門ヨリ耕地山林書入ノ證

ニテ政之進ノ所有ニ婦セシ間身代限ヲ以テ償却

スヘキ外無之旨示談アレトモ戸長捺印ノ公證有ル上ハ右耕地売却

ノ上代

価請取度旨陳述セリ

被告ハ原告申立ノ如ク相違無之然ルニ期限ニ至リ元利返済相

成リ兼ルニ付書入ノ地所ヲ以テ償却スヘキ所曾テY M政之進ナル

者

ヨリ相係リ地所所轄ノ争訟起リ明治八年九月十五日山口縣ノ

裁判ニテ右書入ノ耕地ハ政之進所有ニ婦セシ間此上ハ身代限ヲ以

テ 償却致ス外無之旨申立タリ

〔〇二五A〕

依テ判決スルヲ左ノ如シ

原告（ニ）於テ兼テ受領シ置ク證書ハ戸長捺印ノ公証有ルヲ以テ

耕地売却ノ上代價受取り度旨申立ルト雖トモ既ニ明治八年

九月十五日山口縣ノ裁判ニヨリ右耕地ハTM政之進ノ所有ニ
歸シタリ然ハ其前戸長ノ公証有之モ隨テ消滅セシニ付被告
申立ノ通り身代限ヲ以テ受渡スヘシ

右代書人

右之通申渡セシ間其意ヲ得ヘシ

明治九年六月 日 掛 七等判事 寛 元忠 印*

*「不參ニ付代理」の朱書き

と「海野」の丸朱印

主 十五等出仕 河野 忠三 印

副 二級判事補 海野 勲 印

〔〇二五B〕

(記述なし)

〔〇二六A〕【九】謝金督促ノ訴^(注12)
判事 印*

掛 四級判事補 伏見 孝廉 印**

*この行朱書き、印は「寛」か

申 渡 **「伏見」の丸朱印

山口縣第十一大区十小區今津村

□□番屋敷

平民

原告 A K 瀧二郎

同縣第十三大区六小区大嶺村

□□□□番屋敷

平民

被告 T B 勝左衛門

其方共一件遂審理処原告ハ明治八年一月中神戸之旅泊ニ於テ***

*** 上部欄外に朱書き

〔明治八年第四百三十一号〕

長谷卷雄ナル者ト偶然對話之折柄酒造之話ニ及ヒ兼テ釀

〔〇二六B〕

造志願アルモ山口縣(ニ)於テハ許可不成トテ能キ手段モ之レ有ル
可ク哉ト問試ル処既ニ政府ノ布告モ之レ有リ依テ代理委任致ス
ナラハ志願遂ケサス可クト同人勸メニ預カシメ依頼及ヒ置キ婦
縣後MS太郎兵衛へ出会前条之次第申シ聞ケル処同人ハ被
告TB勝左衛門ヨリ依頼ニ依テ酒造願立之儀一図ニ尽力致シ
呉レ可ク成功之上ハ免許鑑札引換ニ謝金六百円可受取管取
極メ為手附内金五拾円落手若シ不相整時ハ利足ヲ加へ返却
及フ可クト第一号第二号之契約書取換シノ上右卷雄へ代願ノ

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所「裁判言渡書」(民事第三四號)について(一)

二七八(二七八)

委任ヲ受ケ縣廳へ出願致ス処聞届ケ不相成依テ内務省へ直願致ス可クト協議之上卷雄ハ出京同省へ申訴スルト雖モ不筋之事トテ書面却下相成リ同年七月ニ到リ空敷立帰リタリ然レトモ今一応縣廳へ願立ルトキハ必定許可ヲ得ヘクト思念シ其旨被告へ談判及フ処被告ニ於テハ定約ヨリ時日遷延

〔〇二七A〕

致ス而已ナラス別ニ酒受売ノ免許ヲ得タレハ酒造ノ願ハ断念スヘク

就テハ前約定取り消ス可クト申シ立ルナレトモ多分消費モ之レ有り旁以テ約定金ハ強テ受取り度旨陳述セリ

被告ハ原告申立ル酒造ハ兼テ志願之処明治八年三月中原告

〔三〕於テ右願立周旋可致由伝承同月廿四日面会ノ上依頼及ヒ且願

意成功之上ハ免許鑑札引換ニ謝金六百円可相渡諸入費ハ原

告相弁フル等取究メ為手附内金五拾円相渡若シ不整ニ於テハ

右手附金ニ利足ヲ加ヘ返償受ル等第一号第二号証書之通

為取換委任状ハNT卷雄へ相授ケ出願致サセタル処願意不

相立依テ内務省へ直願致ス可ク段卷雄申シ勸メニ同意

不日同人ハ出京已後何等之報知モ無之内六月ニ到リ県内

一般酒造允許相成ルニ付自分ニ於テハ酒受売ノ許可ヲ得タリ

然ルニ卷雄ヨリハ何等ノ音信モ之レナク等閑ニ附シ時日遷延之

〔〇二七B〕

上ハ兼テ約定通手附金返却受ケ度段瀧二郎へ掛合ニ及フ処

彼是レ申延シ最早酒造モ断念之折柄七月ニ到リ内務省ニ於テハ不筋之事トテ書面却下相成ル由ニテ卷雄ハ空敷立帰リ然ル処今一応県庁へ再願ス可ク相勸ルナレトモ既ニ念慮モ之レ無ク段断及フ処是迄許多之消費モ有之ニ付約定ノ謝金渡シ呉レ可クト申シ聞ケルナレトモ元來不成功上ハ右約定ハ消散シタリト思量スルニ付キ原告ノ求メニ応シ難キ旨主張セリ

依テ判決スルヲ左之如シ

被告〔三〕於テ酒造株允可願立ニ付第一第二号証書ノ如ク一旦

定約取結シナレトモ終ニ不成功時日遷延中縣地ニ於テ酒

受ケ売ノ允許ヲ得タレハ到底約定ヲ履行スヘキ謂レ之レ

無ク依テ第二号証書ニ基キ預定ノ義務ハ消散シタル間

謝金渡シ難キ旨申立原告ハ仮令素願不相立モ許多

〔〇二八A〕

之消費モ有之強テ定約通り謝金受取り度旨申シ立ルト

雖モ右者預定之契約ニテ結局本義成就セサル上ハ縱令

消費ハ有之トモ謝金受取ル可キ因由無之依テ原告

申シ分難相立事

右代書人共*

* 朱書き

右之通申渡セシ間其旨ヲ得ヘシ

明治九年八月十日 掛 七等判事 寛 元 忠 印

主 四級判事補 伏見 孝 廉 印

副 二級判事補 海野 勲

山口裁判所長

の角朱印

四等判事 岩村 通俊 殿

〔〇二八B〕

(記述なし)

〔〇二九B〕

(記述なし)

〔〇三〇A〕【一〇一2】【酒造株取戻之控訴】^(注14)

裁 決 書

〔〇二九A〕【一〇】【大坂上等裁判所より通知書】^(注13)

第三百四十九号*

* 朱書き

山口縣下周防國第六大區四小區□□浦平

民Y T義助ヨリ同國第六大區三小區□□

村山口縣士族K M喜兵代理兼同村山口縣

士族K M雅へ掛ル酒造株取戻濟口違約之

義山口縣裁判之末不服ヲ唱へY T義助義

及控訴候ニ付別紙写之通裁判申渡候条執

行有之度此段御通知及ヒ候也

大坂上等裁判所

明治九年八月一日 六等判事 河口 定義 印**

** 「六等判事

河口定義印」

酒造株取戻濟口違約ニツキ原証書通質物受返

ノ控訴遂審問処

原告訴ル趣ハ最初山口縣へ酒造株取戻シヲ訴

訟セシ処審問中第一号契約證書ノ如ク金五百

酒造株取戻之控訴

原告 山口縣周防國第六大區四小

區□□浦 平民

被告 Y T 義 助

山口縣周防國第六大區三小

區□□村 山口縣士族K M喜

兵代理兼同村 山口縣士族

被告 K M 雅

酒造株取戻濟口違約ニツキ原証書通質物受返

ノ控訴遂審問処

原告訴ル趣ハ最初山口縣へ酒造株取戻シヲ訴

訟セシ処審問中第一号契約證書ノ如ク金五百

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

二七六(二七六)

〔〇三〇B〕

十一円六十三銭九厘八毛ト酒造株引換ニ受取ルヘキ
約定ヲナシテ解訟シ其之レヲ授受スルノ期日(二)臨ミ約
定ノ金額ヲ持参シタルハ家藏ハ自費ヲ用テ更ニ建
築セシモノナレハ之レヲ渡サ、ル旨申答タルニ付該家

藏ハ新築ニアラス則テ旧家藏ノ瓦石古材ヲ用ヒ且
ツ酒場取繕ノ為メ加調銀ノ内ヨリ毎年三百目

宛引去リ備タル預ケ金ヲ擅ニ費シテ補理セシ

モノナレハ之レヲ渡サ、ルノ條理ナシト切ニ論駁ス
ルモ遂ニ之レヲ肯セス被告自ラ破約ナシタルニ付再

ヒ原証書ニ拠テ最前預ケタル物品ヲ悉皆取返

度旨訴訟セシ処尋テ昨明治八年四月十日対談

解訟ノ際^{かわり}ニ交付セシ証書ハ原告ヨリ渡スヘキ

金額ヲ記シ被告ヨリ渡スヘキ物品ノ細記ナク

〔〇三一A〕

酒造株ト載セシマテナレハ物品ノ數額ヲ請求

スルノ効ナキ者ニツキ該契約書通原告ヨリ被
告ヘ約定ノ金額ヲ償ヒ新築ノ家屋土藏ヲ除キ

自余該場ノ地所器械等併テ被告人ヨリ受取ル

ヘシト裁判之レアリタリ抑モ此裁判ニ服シ難

キ趣意ハ証書面ノ酒造株トハ最前質入シタル

証書ニ明細ノ記載アルカ如ク酒造ニ関スル一

切ノ物品タルハ固ヨリ論ヲ俟サル処ニシテ其

既往ニ溯リ加調銀等ノ精算ヲナサハ別冊ノ如
ク却テ過剩金モ之レアルヘキナレトモ必竟和解

ノ趣意ニ基テ彼レカ望ミニ応シ金五百拾一円
余ヲ償ハント契約セシモノナリ仍テ縱令該契

約書ニ物品ノ細記ナシトテ之レヲ悉皆渡スヘ

〔〇三二B〕

キハ至当タルヘキニ彼レ之レヲ拒ムニツキ原

証書ニ立戻リ更ニ加調銀等ノ精算ヲ遂テ最前
預ケタル物品ヲ悉皆受取度旨申立タリ被告答

ル趣ハ対談濟口ノ際原告代言人吉永清治ト申

者ヨリ契約書ノ下案ヲ示シタルハ其文中ニ新

築ノ建家土藏共悉皆引渡スヘキ云々ノ明文ア

リシヲ以テ之レヲ引渡スヘキ條理ナキ旨談判

ヲ遂ケ即チ之レヲ取除キタル上第一号証書ノ

如ク契約セシモノナレハ原告ニ於テ固ヨリ承

知之レアルヲ二付今日ニ至リテ之レモ併テ受

取ント需ムルノ道理ハ之レナキ筈ナリ抑モ原

告義助ハ亡常藏ノ養子ナレハ曾テ承知之レナ

キヲナレトモ該家藏ヲ改築スルノ際常藏ノ奥印

〔〇三三A〕

セシ安政度*ニ係ル小作証文ニ一諸道具新規調

* 西曆一八五四

并家藏大破等右年限中Y T常藏ヨリ相調候由

一八六〇年

ニツキ彼方へ申談可仕候若シ彼方差岡之節ハ前
断ノ趣ヲ以テ私ヨリ相調可申尤其時々御届仕
御指図ヲ請可申候事ト之レアルニ拠テ其小作
人ノNK屋豊吉ヨリ常藏へ改築ノ一ヲ談判ニ
及シ処常藏ニ於テ資力之レナキカ為メ常藏ヨ
リ自分へ之レヲ依頼セリ然レトモ筋違ナリトテ
之ヲ断タレハ小作証書ノ請人ナルIU徳十郎
ト申者ヨリ切リニ相頼ニツキ小作人ノ豊吉ニ
於テモ之レヲ改築スルノ資力ナク忽チ營業ノ
難渋ト相察シ爰ヲ以テ又此同証文ニ（一）酒場諸
道具家藏諸道具別帳ノ前預リ申候辻損シ候ハ、
〔〇三三B〕

改築セシモノニアラサルヲ判然タリ前ニ濟口
解訟ノ際互ニ交付セシ第一号契約書ノ金額ハ
嘉永申年*ニ係ル貸金高二約束ノ利息ヲ加へ加
調銀及ヒ酒場取繕ノ三百目ヲ差引タル残額ヲ
〔〇三三A〕
載セタルモノニツキ此計算ニ拠ルモ該家藏ハ
全ク自費ニテ建築セシト明白ナル旨申立タリ
乃チ判決スル左ノ如シ

第一條
原告ニ於テ酒造株引渡ノ際被告自ラ該契約ニ
戻リシヲ以テ原証書ニ立返り更ニ加調銀等ノ
精算ヲ遂テ最前預ケ置シ物品ヲ悉皆取返シ度旨
申立ルト雖トモ互ニ契約シテ其義務ヲ更メタル上ハ
原証書ハ其効ナキモノニ付之レニ拠リテ精算
ヲ遂ントノ請求ハ相立難シ

第二條
原告（二）於テ該契約書ニ建家土藏併テ引渡シ或ハ
取除クトノ明文コレナシト雖トモ該家藏ハ旧家
〔〇三三B〕
藏ノ瓦石古材ヲ補ヒ且ツ年々三百目宛酒場取
繕ノ為メ備ハリタル金額ヲ費用シ擅ニ修繕セシ
モノナレハ併テ引渡スヘキモノナリト云被告（二）

* 西曆一八四八
（嘉永元）年

明治 九（一八七六）年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』（民事第三四號）について（一）
十（一八七七）年

一七四（二七四）

於テハ全ク自費ヲ用テ改築セシモノナレハ取
リ除ク可キモノナリト云ト雖トモ畢竟可拠明証
之レナキヲ以テ徒互ノ申争ニ止ルモノトス

第三條

該家蔵ハ結局被告ニ於テ改築ナシ其ノ形質ヲ
更メタル者ニシテ殊ニ醸酒スルヤ要用物品ナ
レハ曾テ榮輝ニ糶ル物品ト異ナルヲ以テ原被
双方ヨリ評価人ヲ撰ミ之ニ頼リテ相当ノ代価
ヲ評定ナサシメタル上其代価ト契約ノ金額ト
ヲ合セテ原告ヨリ被告ヘ償ヒ被告之ト交換ス
〔〇三四A〕
ルニ契約ノ酒造株及ヒ家蔵ト併テ原告ヘ引渡
スヘキモノトス
明治九年七月三十一日於大坂上等裁判所申
渡者也

六等判事 河口 定義

六等判事 中 定勝

七等判事 古莊 嘉門

〔〇三四B〕

(記述なし)

〔〇三五A〕【一二】大坂上等裁判所よりの通知書(注15)
第百七十五号* 印**

* 朱書き

山口縣下周防国第拾壹大區十小區

** 「山本」の丸朱印

□□村 A K 瀧次郎代人 N Y 卷雄

ヨリ同縣下第拾三大區六小區□□村

T B 勝左衛門ヘ係ル定約金違約ノ詞訟

其裁判所ニ於テ裁判ノ未原告不勝ノ

趣ヲ以テ原控訴本日別昏写之通致

裁決候間此段及御通知候也

大坂上等裁判所

明治十年三月廿二日 七等判事 伊庭 貞剛 印** * 〔七等判事

伊庭貞剛印〕

の角朱印

山口裁判所長

四等判事 岩村 通俊 殿

〔〇三五B〕

(記述なし)

定約金違約ノ控訴遂審理処

原告訴フル趣意ハ被告TN勝左衛門

子テ清酒醸造ノ志願之レアリ五ヶ年前

ヨリ山口縣へ數回出願及ヒシナレトモ許可之レ

ナキ旨被告申聞ケルニ付右ハ已ニ公布モ之レア

リ出願ノ義委任セシ上ハ志願遂ケサス可クト談

話ノ末被告ヨリ原告へ依頼セシナリ依テ明治

八年三月廿五日原告第壹号証書ノ通被

告ノ俸八郎ノ名前ヲ以テ証書取換ハセ謝金六

百円ノ内五拾円受取り若シ該事整ハサル節ハ

(〇三七A)

相当ノ利足ヲ加ヘ返却ナスヘキ旨契約ヲナシタ

リ其后自分義原告ノ代人トナリ被告ヨリ

委任状ヲ受取り酒造營業ノ願書へ被告ノ

押印ヲ受ケ明治八年四月廿九日県庁へ

出願セシ処県庁(二)於テハ見込ノ筋之アリ内務

省へ相同都合ニ付追テ何分沙汰及フ可キ

旨指令ノ上願書却下相成タリ然ルニ酒造免

許ノ義ハ既ニ公布モ有之ニ付尚被告協議ノ上

明治八年五月廿四日山口県出立内務省へ

出願セシ処筋違ヒノ趣ニテ願書却下相成リタ

レトモ同省ヨリ山口縣へ通知スルヲ以テ帰県ノ上

(〇三六A) 【一一一2】【定約金違約控訴審裁決書】^(註16)

裁決書

山口縣周防國第拾卷大

區拾小區今津村□□□

番地平民

原告人 AK 瀧次郎

大坂第五大區壹小區天

王寺村□番地今井ハマ

方止宿 島根縣平民

代人 NY 卷雄

山口縣第拾三大區六小區

大嶺村□□□番地平民

被告人 TN 勝左衛門

大坂第一大區四小區平野

(〇三六B)

町老町目三拾六番地寄留

愛媛縣士族

代言人 岡崎 高厚

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

二七二(二七二)

再願ナスヘキ旨口達之レアリ仍テ帰県ノ上酒
造再願ナス上ハ必然免許相成ル可クト被告ヘ

〔〇二七B〕

掛合ヲナセシ処被告(二)於テハ已ニ酒造志願ノモノ
ハ免許相成ルヘキ旨一般布達之レアルニ付最早
他国酒受売ノ免許ヲ得タルニヨリ曾テ契約

ヲナセシ清酒醸造ノ義ハ断念セシ旨ニテ相断
リ再願セス被告(二)於テ違約(二)及フニ付明治八
年七月廿九日定約金違約ノ義ヲ山口裁

判所ヘ出訴セシナリ然ルニ本義成就セサレハ謝
金受取ルヘキ 因由之レナキ旨裁決ヲ受ケタ

リ抑之レカ不服ナル所以ハ本義成就セサルモ
原告(二)於テハ第壹号証書ノ約ヲ遂ン為出
願等ノ事ニ係リ東京ヘ往復等許多ノ入費

ヲ引受ケ尽力ヲ為シ今一度再願セハ許可相

成ルハ必然ナルニ被告(二)於テハ已ニ他国酒受売

〔〇二八A〕

ノ免許ヲ受ケ再願ヲナサ、ルハ被告(二)於テ違約セ
ルヲ判然ナリ仍テ原告(二)於テ此契約ヲ履行ス
ルヲ能ハサルニ付被告之レカ再願ヲナシ清酒醸

造ノ免許ヲ請クル様要求スルハ控訴ノ主意

ナリト陳述セリ

被告答フル趣意ハ明治八年二月中原告

瀧次郎義酒造株所持セル趣ニ之レアリ

仍テ該株買受ノ義SY新搦ナルモノノ周旋

ニテ明治八年三月廿五日俸八郎ノ名前ヲ以
テ双方約定証書取換ハセ相整ヒタル上ハ金
六百円可相渡筈ニテ内金五百円相渡

セシナリ尤右金員ハ手数料ニ無之酒造株

買受ノ代金ナリ其後度々督促ニ及フモ埒明カ

〔〇二八B〕

サルニ付最早酒造株買受ノ義断念シ最

前渡シ置キタル五拾円返弁ノ義周旋人SY

新搦ヘ託シ置キタル処原告ヨリ明治八年四

月中猶予ノ義申越シ右期限内埒明サレハ

曩ニ受取リタル五拾円ニ利足ヲ加ヘ返金ナスヘ

キ旨ニ付其意承諾シ而シテ清酒営業ノ義

県庁ヘ出願可及旨ニ付俸八郎願書ヘ押印

シ長屋巻雄ヘ相渡セシナレトモ同人ヘ之レカ委任

状ヲ渡セシ之レナク爾後五月三日ニ至リ最早

整ヒタルト思料シ自分俸八郎差遣ハセシ処

原告(二)於テハ何分山口県ニテ埒明サルヨリ内務
省ヘ出願ナスヘク就テハ原告(二)テ願書相認メ

差出スニ付印形相渡シ置クヘキ旨申聞クルヨリ

〔〇三九A〕

無何心印形相渡シ其后印形取戻ノ義掛

合〔二〕及フモ已ニ東京ハ発足止宿所モ不分明ナ

レハ其俣ニナシ置キ同年七月中改印ナシ其旨

相届ケ自分〔二〕於テハ県庁ニテ酒受売ノ鑑札

ヲ受ケ營業セシ処原告東京ヨリ帰来ノ趣ニ

テ罷越シ内務省〔二〕於テモ願書却下相成リタリ

仍テ山口県ハ再願ナスヘキ旨申聞ケタレトモ已ニ時

日遷延シ且猶予ノ期日モ経過セシニ付該県ニ於

テ酒受売ノ免許ヲ受ケタレハ最前掛合ニ及ヒ

シ通最早断念セシニ付再願ナサ、リシナリ抑酒

株買受ノ義依托セシハ株式廃止ノ義ハ其

節承知セス従前ノ酒株ヲ買受クルノ主意

ニ之レアリ故ニ被告ハ受取り置ケル第貳号証

〔〇三九B〕

書面ニ酒造株ト明記アリ然ルニ原告提供ス

ル証書面ニハ新酒造株トアレトモ明治八年三

月廿五日正シク取換ハセシ証書ニハ唯々酒造株

トアリテ新酒造株ト記セシコトナシ前頭陳述ス

ル如ク被告ノ印形ハ原告ノ手ニ在リテ未タ返

却ヲナサ、レハ証書ヲ作為スルモ原告ノ自由ナレハ原

告第壹号ノ証書ハ真正ノモノニ非ス該契約ハ明

治八年第貳拾六号^(注17)ノ公布ニ拠リタル酒造免

許ニ之レナキハ判然ナリ仮リニ原告ノ陳述スル如ク

明治八年第貳拾六号ノ公布ニ依テ為セシ契

約ナリト看做スモ株ナルモノアルコトナシ然ルニ新株ナ

ルモノアリテ其株券ヲ渡サハ素ヨリ異儀ナシト雖

モ已ニ株式廢セラレタル上ハ強テ株ヲ得ント欲スルモ得

〔〇四〇A〕

ヘカラス仍テ該契約ハ被告〔二〕於テ従来ノ酒造株

ト信拠シ取結ヒタルコト明瞭ナリ又前條第貳拾

六号ノ公布ニ拠レハ何人ヲ論セス清酒醸造ス

ルハ官庁ノ免許アル上ハ株式ニ拘ハラサルモノナ

レハ何ソ他人ノ手ヲ借テ周旋ノ勞ヲ煩ハシ若

干ノ謝金ヲ附与スルノ理アラン仮令約定証書

ニ謝金トアルモ其実従来ノ酒造株ヲ買受ク

ル代金ナリ又酒造株ヲ周旋スル成功上ノ手

数料ト看做スモ依頼者相ヒ断リタレハ最

早原告第壹号証書ハ効ナキモノニテ清酒

醸造ノ義県庁へ出願セシモ其本人ニ於テ之レ

ヲ断リタルハ本人ノ権内ナリ依テ原告ニ於テ強

テ其事ヲ為サント請求スルハ不条理ナルニ付被告

〔〇四〇B〕

ハ原告ニ対シ尽スヘキ義務之レナキモノナレハ已ニ

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

一七〇(一七〇)

被告へ渡セシ金五拾円ニ法律上ノ利足ヲ加へ原告ヨリ請取度旨請求セリ仍テ判決スル左ノ如シ

第壹條

被告（二）於テ該訴ノ契約ハ從來ノ酒株ヲ買

受クル約定ニテ明治八年第貳拾六号ノ公

布ニ抛リ県庁ノ免許ヲ受クル主意ニアラス

且原告提供スル第一号証書ハ真正ノモノニ

之レナク旨陳述スト雖トモNY卷雄ヲ以テ県庁へ

出願セシ書面ニ於ケル（清造酒營業仕度云々）且

被告第壹号ノ約定書ニモ（御礼金引替ニ

御免札相渡云々）等ノ記載之レアリ依テ原告ト

（〇四一A）

契約セシ主意ハ県庁（二）於テ酒造ノ免許ヲ受ケ其

礼金トシテ六百円ヲ相渡スノ約定ナルヲ明白ナ

リ且該証書ハ真正ノモノニ非ラサル旨申立ルモ其

証憑之レナキヲ以テ右申分ハ採用セス

第貳條

被告（二）於テハ既ニ他国酒受売ノ免許ヲ受ケ

且猶予ノ期限経過セシヨリ清酒醸造ノ義

ハ断念セシヲ以テ之レヲ断ハルモ被告ノ権内ナリト

陳述シ曾テ原告へ渡セシ金五拾円ニ法律上

ノ利足ヲ加へ返濟受度旨請求スト雖トモ其

猶予ノ期限ヲ確定セシ証憑之レナク被告（二）於テ

該訴ノ契約ヲ断リタルモノナレハ原告（二）於テ之レ

カ契約ヲ遂ン為其筋へ出願等ナセシ相当ノ費

（〇四一B）

用ハ被告（二）於テ弁償ナスヘキハ当然ナルヲ以テ之

レカ差引計算ヲナスヘキ筋ナレハ原告ニ対シ該

金額ノ返弁ヲ求ムルヲ得サル者トス

第三條

原告（二）於テハ被告酒造ノ義ハ断念セントテ再

願ヲナサ、ルヨリ該訴ノ契約ヲ遂クル能ハス依テ

被告ノ違約ナル趣陳述シ再願ナスヘキ様裁

判受度旨請求スト雖トモ原告ハNY卷雄ヲ

シテ被告ノ委任ヲ受ケシメ其筋へ出願セシモノ

ナレハ之レカ再願ヲナスト為サ、ルハ被告ノ権内ナリ

トス依テ第壹号証書ノ契約ニ付出願等ヲ

ナセシ正実ノ費用ヲ被告へ請求スルノ權利ア

ルモ強テ之カ再願ヲナサシムルノ理由ナシトス

（〇四二A）

前條々ノ如クナルヲ以テ結局原告ノ請求立タ

サルモノトス

明治十年三月廿二日 大坂上等級裁判所

〔〇四二B〕

(記述なし)

被告人 K Y 仙之介

山口縣第九大區五小區三田尻

村□□□番地居住 商

引合人 K S 淺吉

同縣第六大區拾三小區今市村

□□□番地居住 農

引合人 W N 熊次郎

〔〇四三A〕【一二】^(注18)【貸金催促ノ訴】

申渡

山口縣第九大區四小區三田尻村

□□番地居住 商 Y U 倉吉 代人

同縣第拾大區拾小區中河原町

□□□番地居住 商

原告人 K G 休右工門

右詞訟審理ヲ遂ルル処

原告人 (二) 於テハ被告人 K Y 安右工門ニ為換金

五百円貸付製茶六拾三呎大坂積登 K M 祐七へ

渡スヘキノ委托ヲ受ケ祐七方ニテ右五百円并ニ

利子運賃共都合五百貳拾六円九拾四錢貳厘四

〔〇四四A〕

毛償却ヲ受クヘク自然不埒アル時ハ外間屋ニ

テ借替苦シカラサル趣契約証書及ヒ祐七ニ対

スル荷物送り状共受取り持船沖船頭 K S 淺吉

ヲ以テ運送淺吉ハ八年九月廿一日大坂着直チ

ニ祐七ニ荷物ヲ渡シ償却金ヲ受ケンヲ請ヘ

トモ別ニ故障アル由ニテ引受サルニ依リ安右

工門養子仙之介ハ滞坂ノヲ以前以テ聞知セシ

ユヘ宿元ニ尋子ヲ行キ祐七答ヘノ事実尚自分難

貸金催促之訴*

* 欄外上部に朱書き

〔明治九年

第三百三十九号〕

山口縣第三大區貳拾小區鹿野

村□□□番地居住 農 K Y

〔〇四三B〕

明治 九 (一八七六) 年

十 (一八七七) 年

分 山口始審裁判所『裁判言渡書』

(民事第三四號) について (一)

二六八 (二六八)

洪ノヲ申述シ製茶ヲ外間屋ニ売払ヒ償却為シ呉レンヲ請ヒシニ祐七ト紛^{はんとう} 紛^{はんとう} 中ユヘ他方ニ売払成ラサル由ヲ答ヘレトモ尚我切迫ノヲ歎キ仙之介承諾ノ上借主WN熊次郎ノ名義ヲ以テ製茶六拾三匁入質八年十一月十五日返期ノ証書熊〔四四B〕

次郎認メ淺吉ヨリTN忠次郎ニ差入金三百円受取り残り貳百貳拾六円九拾四錢貳厘四毛淺吉帰国ノ上安右工門ニ催促スレトモ現金有合セ又上茶売捌次第償却スヘキ旨ノ証書受取り再ヒ淺吉KS仙之介ニ対談セシニ入質ノ製茶受取度旨忠次郎ニ掛合ヘトモIM幸之介入質ノ品一同ニ之レナクテハ渡サスト答ノ由ニ付淺吉ニ於テモ入質受返シノ間ニ尽力スレトモ其効ナク終ニ流質ト成リシユヘ止ムヲ得ス証書面ノ殘金償却ヲ受度旨請求セリ

被告人ニ於テハ大坂府下KM祐七方ヘ売込約定茶高ノ内凡三千貳百斤代価凡金八百余円ノ品六拾三匁運送ヲ托シ為換金借受ノ事由ハ〔四五A〕

原告人陳述ノ如ク荷物受取ノ証書ヲモ取り置キ相違ナシト雖モ倉吉持船沖船頭KS淺吉大

坂ニ於テ仙之介宿元ヘ尋來リ積登ノ荷物祐七方ニ引受ス就テハ為換金至急入用アル由ニテ返償ヲ受度趣促セトモ現金之レナキユヘ積登ノ茶引取レハ是非ニ及ハサレトモ償却ヲ猶予シ前約通外間屋ニテ借替呉ル、ナラハ仕合スヘクト談シ置シ二十一月十五日ニ至リTN忠次郎ヨリ金三百円借用セシニ証書面荷主ナケレハ承引セサルニ依リ借主ノ名前ヲ出スヘシト請ハルレトモKM祐七ト紛^{はんとう} 紛^{はんとう} 中ユヘ氏名頭シ難ク過当ノ質品アル上ハ何人ノ名前ニテモ然ルヘク質品紛失ナキ様スヘシト答ヘ置ク処WN熊〔四五B〕

次郎借主ノ名義ヲ以テ淺吉受人ト成リ八年十一月十五日返期ノ証書熊次郎書調ヘ淺吉ヨリ忠次郎ニ製茶証書共相渡シタル由続テ熊次郎淺吉ハ帰県十一月十五日返期ナルニ依リ入質品請返度ト忠次郎ニ掛合シニ最前入質ノ際IM幸之介ノ茶一同受返スヘクト淺吉ノ契約アルユヘ一方ノミハ返サストノ答ヘニ付同月三十日迺猶予頼ミ置キ三徳丸呼登セ且十月廿八日付ノ約定書返シ呉其餘自分迷惑ナキ様出金ヲ為ス歟若シ証書ヲ返サ、レハ古紙タルヘク趣キ申送りシ二十月廿八日淺吉來着ユヘ右ノ始末申詰メ入質

受返ノ心配致タサセタレトモ其効ナク金主ヨリ流質タリ
シヲ申遣スニ依リ何分迷惑ニ考ヘ質品取返ノ出訴ヲ
モ為スヘク然ラサレハ委任状ヲ渡スヘクト淺吉ニ責ムレトモ不処
置

〔〇四六A〕

ノ保帰県セシニ付全体積登ノ茶何人ニ渡セシヤ剩
我契約外ノ義ヲ他ニ契約シ質品受返シノ道ヲ塞
キ到底安右エ門ニ於テハ八百余円ノ現品五百余
円ノ抵当ニ渡セシヲ淺吉三百円ノ金額ニ消尽セシメ
計算上五百余円ノ欠損ヲ生セシ内該訴ノ貳百余
円ハ為換金高ノ内抵当品ニ関係セル故原告人ノ
損分ニ相当スルヲ古紙タルヘキ約定書ヲ以テ貸金ト
為シ出訴スルハ承諾成リ難ク妄リニ之レヲ催促スル
上ハ原告人ヨリモ欠損額ノ内三百拾七円余ヲ弁償
シ又ハ六拾三圓ノ製茶返還ヲ受ケ度旨答
弁セリ

引合人K S 淺吉ニ於テハ原告代人K G 休右エ門
ノ陳述スル事実ニ異ナルヲナク且余言ナキ旨ヲ

〔〇四六B〕

述タリ
引合人W N 熊次郎ニ於テハK S 淺吉ヨリK Y
仙之介ニ談判中質品アル上ハ荷主何人ノ氏名ニテモ

然ルヘクト仙之介答言ヲ聞シ故淺吉ノ求メニ応シ
自己ノ臆斷ヲ以テ原告人陳述ノ如クT N 忠次郎ニ
対スル証書ヲ認メ淺吉ニ渡セシ後チ仙之介ニ之ヲ通知
セシ迄ニテ金円質品及ヒ証書ノ受授ハ淺吉ノ処分ニ
之レアリ實際ヲ知ラサル旨ヲ述タリ

依テ判決スルヲ左ノ如シ

最前原告人被告人双方ノ契約面K M 祐七ニ於テ
為換金元利運賃共払方不埒アル時ハ荷物ヲ渡

サス外問屋ニテ借替スヘキノ証書ハ製茶人質ヲ黙
許セシモノニシテ借替セシ後チ質物保存ノ任孰レ

〔〇四七A〕

ニ在ルノ定約ナシ故ニ祐七ノ之レヲ受スシテ払金セ
サルヲK S 淺吉ヨリK Y 仙之介ニ告ルヲ以テ

原告人ノ義務タル荷物運送中保存ノ任ハ免レ
タルモノトス又淺吉ヨリ仙之介ニ為換金償却ヲ

促シタルヨリT N 忠次郎ニ製茶入質金三百円借
用淺吉ノ受取シ后流質タルノ顛末ハ互ニ無証擧

ノ言争ヒノミニ之レアリ尚被告人ニ於テ原告人証
拠ト為ス八年十月廿八日付ノ書面ハ約定書ニシテ

且古紙タルヘキヲ通知セシトノ陳述ハ自己ノ臆斷
ニ係リ金円貸借相当ノ印紙貼用アリ殊ニ原証

五百円ノ残額ヲ証スルノ理由ナルヲ以テ採用セス

依テ為換金元利運賃ノ未納殘額貳百貳拾

六円九十四銭貳厘余ハ借主タル被告人KY

〔〇四七B〕

安右エ門ヨリ貸主タル原告人YU倉吉ニ償却スヘシ

右 差添人共

右之通申渡ス間此旨心得ヘシ

明治九年十月廿二日 掛 七等判事 寛 元忠印

主 一級判事補進 十六印

副 十五等出仕 河野 忠三印

〔〇四八A〕 〔一三〕 〔為換金淹滞之訴〕^(往19)

申 渡

大分縣下豊後國第四大区三小区

志村□□□□番地 平民

原告 SSK 源三郎

為換金淹滞之訴*

第六大区八小区木戸野村

〔九年〕

* 欄外上部に朱書き

□□□番地 平民 印**

被告 TM 太助

** 「伏見」の丸朱印

右同村□□□□番屋敷

引合人 TM 弥助

〔〇四八B〕

大分縣下豊後國第四大区三小区

志村□□□□番屋敷 平民

引合人 FN 幸次郎

右一件遂審理処

原告ニ於テハ明治九年一月TM彌助馬代金為換取組回漕賃トモ合

金九拾貳円周防國室積湊着三日間可受取約定ニテ同月三十日

着船之処返金調ヒ難キ由ニテ二月三日被告人ナルTM太助ヨリ同

月

十二日返期ノ証書ヲ受取り尚改約ニ就テハ時日遷延入費モ増益ス

ル

故向後ハ日別金五拾銭宛受取ル可キ示談決シ置ク処期日ニ至リ

返金セス終ニ百數十日ノ久シキヲ經過シ僅ニ金三拾貳円三拾八銭

白米老石薪等右入費ニ対シ收受スレトモ殘額不埒ナルニ依テ出訴

セシニ

幸次郎ノ受証ヲ以テ償却ヲ拒ムト雖モ金錢其他受授ノヲ同
人へ委任シタルヲナシ依テ証書ノ元利入費金トモ償却ヲ受ケ
〔〇四九A〕
度キ旨請求セリ

被告ニ於テハ原告申立ル通TM彌助之依頼ニ任セ一旦証書差入レ
馬為受取タルハ相違ナシト雖モ期限ニ至リ彌助調金致サ、ルユハ
曩ニ受取ル処ノ馬ノ内現在并買替ノ分トモ都合四疋原告代理
人FN幸次郎へ引渡シ受証ヲ得タル上ハ既ニ担当ノ義務ハ

行ナフタル者ニテ且原告述フル処ノ償費ニ於テハ改約ヨリ二月
十二日迄之分ハ承諾ナレトモ其後ハ更ニ存セサルヲニテ尚後日ニ
至

リ馬売買致セシハ源三郎彌助幸次郎協議ノ商業ト推
量シタル迄ニテ少シモ關係ナク依テハ馬返却之節証書

取戻サ、ルハ錯誤ナレトモ此上返金致シ難キ旨主張セリ

一 引合人TM彌助〔三〕於テハ馬代金を為換取組ノ原始ヨリTM太
助引

受ケ之証書ヲ以テ馬引受ル次第ハ原被双方申立ル通相違ナシ

ト雖モ幸次郎自宅ニ宿泊スルハ依頼シタル儀ニ無之源三郎代理ニ
〔〇四九B〕

差越シタルト心得然ル処返金之際調金セサルニ付右太助申ニ任セ
売掛リノ殘馬ニ疋并買替ノ分トモ都合四疋返却シタル処其後
幸次郎ヨリ右馬源三郎〔三〕於テ捌キ方無ク金ニ引換度ヨシ依頼

ニ付故ラ世話引受ケ売捌ノ上追々金三拾貳円三拾八錢并白米壹石
薪十六把ハ前約定金ノ内へ償却セシトニテ右者源三郎〔三〕於テモ
承諾シタル証拠ニハTN倉助へ売渡ス処ノ馬代金十三円

其他モ直受取致シタルニテ事明白ナレハ右入金ニテ為換ニ引足
ラサル自分へ弁償ヲ促スモ今更太助へ可掛條理ハ有間敷ク
且前条改約後為償費日別金五拾錢宛受取リ度申立ルト雖
右ハ二月三日ヨリ同十二日迄ノ契約ニテ其余ハ不肯旨陳述セ
リ

一 引合人FN幸次郎ハTM彌助之依頼ニ依リSSK源三郎へ
同人ヲ引合セノ上為換金取組之始ヨリTM太助更ニ証書差

〔〇五〇A〕

入レ馬引渡シノ次第ハ原被双方申立ル通其節源三郎〔三〕於テ

以後ハ償費トシテ日別金五拾錢宛受取ル可ク段原被示

談ノ趣ハ傍聽シタル事ニテ尚其節馬陸揚ノ場合ニ至リ

船上リ致シ呉ル、様彌助申シ聞ケ源三郎モ同様申付ルニ付

其以來ハ彌助方ニ宿泊シ馬売却ノ周旋致ス内返済期限

ニ至リ調金セサル由ニテ二月廿八日太助ヨリ馬返却スル旨申

スニ付受取書相渡シ源三郎へ商談セシ処今更馬ノ

捌キ方無ク迷惑之由ニ付又候彌助ト談合之上売捌之

世話致シタルヲニテ其後源三郎ヨリ前条之償費金ニテモ

不足之由申シ聞ケルニ付其段彌助へ演述シタル旨申

立タリ

ハ資 料V

修道法学 四一卷 一号

二六三(二六三)

依テ判決スルヲ左ノ如シ

第一條

(〇五〇B)

原告人ニ於テ改約後入費金日別金五拾錢宛受取度トノ申立ハ一ツノ憑拠スヘキ無ク口頭ノ争ヒ迄ニテ二月十二日後ハ被告人承諾セサルニ付請求ノ理由ナシトス

第二條

被告人ニ於テ償却金高ノ不足ヘ対シ馬四疋引合人幸次郎ヘ渡シ受取書アルヲ以テ原告人ノ請求ヲ拒ト雖其代理人タルヲ確認スルノ証ナク且最前差入タル証書原告人手元ニ現存スル上ハ自己ノ思量ヲ以テ義務ヲ免レタリトノ申シ分相立サル事

第三條

前条之理由ナルカ故ニ被告人ニ於テハ為換金元利并二月三日ヨリ同月十二日ニ至ル日別五拾錢ノ費金ヲ合算シ既ニ渡シタル処ノ米金雜品之合金高ヲ引去リ残額金五

(〇五一A)

拾八円三拾四錢并利足トモ原告人ヘ償却致スヘシ

右代書人共

右之通申渡セシ間其旨相心得ヘシ

明治九年十月

七等判事 寛 元忠印
主 四級判事補 伏見 孝廉印
副 一級判事補 進 十六印

(〇五一B)

(記述なし)

(〇五一A) 【一四】^(注20) 貸金催促乃訴状²¹⁾

明治九年 第二号*

* 朱書き

明治七年十二月廿七日

被告NO半藏ハ先年既ニWN家ヘ入家小一郎儀ハ

一代限りニテ相続人無之因テ小一郎負債ヲ半藏ヨリ

弁償受度トノ儀ハ筋違ニ付訴状却下候事 印**

**「豊」の丸朱印

貸金催促乃訴状***

*** 左上部に朱書き

〔明九第貳十一号〕

山 裁

第二區□□町居住 士族
欄外上部に裁^(注22)の
朱色角割印あり

NZ 耕之助 (以下同頁)

(〇五四A)【一六一】加調米代金取戻シの訴状^(注23)
明治九年第三百拾五号*
原田 印**
* 朱書き
** 「豊」の丸朱印

明治九年三月三十一日

山
加調米代金取戻シの訴状

本訴加調米納切手ヲ以テ

九年一月宇兵衛森登ノ間ニ

定約セシ百二十円ヲ取戻スノ

條理無之ニ付不及受理候事***

第十大區拾小区田町七百

四拾番地居住 商

原告代理人 三好 利兵衛

*** 朱書きで記載

(〇五三A)【一五】貸米金催促之訴状^(注23)

明治九年第三百拾三号*

原田**
* 朱書き
** 墨書き

明治九年三月三十日

(〇五四B)
(記述なし)

貸米金催促之訴状

訴訟用罫紙不当ナルヲ以テ不及受理候事 印***
*** 朱書き、「豊」の丸朱印

第拾貳大區九小區八拾

六番地船來村居住 商

原告代理人 大藤 帛助

(〇五三B)

(記述なし)

(〇五五A)【一七】貸金催促之訴状^(注25)
明治九年第四百十三号*

三嶋 印**
** 墨書きと「三嶋」の丸朱印

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について (一)

二六二(二六二)

（資 料）

修道法学 四一卷 一号

二六一（二六一）

山 明治九年三月三十一日

貸金催促之訴状

本書貸金証書ハ商用印ニ付六年

第二百三十九号

裁 公布ニヨリ不及受理事 印^{（注26）}

大坂府下住吉郡第

式區九拾番地 士族

原告代言人 梅園 惟孝

*** 三行分朱書きと

「寛」の小判型朱印

敦賀縣管下第五拾大

區一小區八幡丁□□番地居住 士族

B B 龜之助

明治九年百七拾七号*

（〇五六B）

* 朱書き

山

該訴第壹号證書ハ開業委任掛ニテ其破約

償金ヲ預定シタルモノニ非ス將第貳号ノ證

書ヲ領取シタル上ハ壹号ノ證書ニ溯リ違

約金ヲ請求スルノ因由無之ニ付不及受理

裁事

明治九年四月十一日*

* 本葉はすべて朱書き

（〇五五B）

（記述なし）

〔〇五六A〕【二八】【約定金違約之訴】^{（注27）}

印* 寛**

河野***

* 「岩村」の丸朱印

** 朱書き

*** 墨書き

明治九年四月七日

約定金違約之訴

〔〇五七A〕【一九】【家督養子約定違約訴訟】^{（注28）}

印* 寛**

鈴木**

* 「岩村」の丸朱印

** いずれも墨書き

明治九年四月八日

家督養子約定違約訴訟

山口縣第拾大區拾壹小區豎小路
町□□番地居住 土族

M H 源一郎

明治九年第百八十四号^{***}

〔〇五七B〕

朱書き

〔〇五八B〕

(記述なし)

山 本訴ノ如キハ英一ノ承諾ヲ經由
セスシテ三輔彌一郎ノ間ニ不可得

為ノ契約トス況ヤ三輔嫡子ヲ閣キ

家督譲与ノ儀ハ明治六年

裁 第二百六十三号公布ニ抵触スルヲ以

不及受理候事

〔〇五八A〕^(注30)

印*

印**

** 「寛」小判型朱印
** 「海野」の小丸朱印

本訴ノ如キハ英一ノ承諾ヲ經由セスシテ三輔彌一郎

ノ間ニ不可得為ノ契約トス況ヤ三輔嫡子ヲ閣

キ家督譲与ノ義ハ明治六年第二百六十三号

公布ニ抵触スルヲ以不及受理候事^{***}

本文は朱書き

〔〇五九B〕

山 印*

寛印**

海野***

** 「岩村」の丸朱印
** 「寛」の小判型朱印
*** 墨書き

明治九年四月十二日

裁 年賦金違約之訴状

本訴ハ文久年度*ヨリノ取引書ヲ更ニ新

証文ニ改メタル旨原告申立ル者明治

五年三百拾七号公布ニ依リ不及

裁判候事*

* 朱書き

山口縣第拾一大區南吉敷郡九小區

福岡村□□□□番地居住 農

原告人 M Z 平助

明治九年第百号*

** 朱書き

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について (一)

一六〇(二六〇)

(記述なし)

裁
受理候事 印***

印**

***「佐々木」の丸朱印

**「岩村」の丸朱印

〔〇六〇A〕〔二一〕買得之耕地地券證差繩之訴狀^(註33)

印* 算** 海野** *「岩村」の丸朱印

** 墨書き

明治九年五月九日

買得之耕地地券證差繩之訴狀

山口縣第拾壹大區拾小區北ノ江

開作村□□□□号番地居住 農

A Y 庄藏

明治九年第三百三十六号***

〔〇六〇B〕

本訴安政年度曾テ清吉ヨリ買 * 西曆一八五四一八六〇年

山 得ノ耕地ハ地券証改正ノ際旧開作

願主日章左エ門エ下渡附相成ルニ付

清吉〔相統人〕*并請人ノ相統人共へ

相係リ章左エ門ノ地券証ヲ取返シ

吳度下ノ請求ハ理由無之ニ付不致

** カッコ内三文字抹消

〔〇六一B〕

(記述なし)

判事 印*

掛り 海野 印**

〔〇六一A〕〔二一〕頼母子金^(註34)

山

本訴頼母子金ノ義ハ連中ヲ指的シ

各自返掛可致旨之契約ニテ特ニ原告

善一并MH猪右エ門ノ所得トシ殊ニ満會後

SZ市右エ門外壺名江相係リ返金

裁 請求スルハ不條理ニ付不及受理事

*「算」の小判型朱印

** 丸朱印

九年第四百八号***

*** 朱書き

〔〇六二A〕【二三】預品取戻之訴狀〔注35〕

新訴* 宛印** 海野

* 付箋に墨書き

明治九年六月十九日

〔金五拾三枚ト八メ五
百拾六匁五分八リン〕
** 「宛」の小判型朱印

預品取戻之訴狀

山口縣第拾壹大区九小区下郷

□□□□番地居住農

N M 源太郎

山 本訴ノ如預品ト申立ルト雖後シテ互ニ売払
之上第式号差引計算書取置上(八)

商法上ノ取引ニテ

既ニ金五拾三両ト銀

費五百拾六匁五分八厘*

明治九年第五百二号**

〔〇六二B〕

請取置ニ相成

全ク預リノ確證タル理由無之依テ不及

裁 受理事*

* 本文続きは朱書き

〔〇六三A〕【二四】預ケ金催促ノ訴狀〔注36〕

印* 伏見印**

* 「宛」の小判型朱印

明治九年六月廿一日

** 「伏見」の墨書きと丸朱印

預ケ金催促ノ訴狀

明治九年第五百十二号**

大坂府南大組第十一區

□□□番地問屋町居住商

S 忠七

〔〇六三B〕

山 本訴ハ既ニ去月出訴ノ際何レモ店印

ナルヲ以テ自ラ詞訟ノ権理ナキヲ了知シ

後テ勸解席ニ於テ清兵衛ノ実印ヲ調

セシハ實際清兵衛ノ取引タルヲ判然タリ

依テ清兵衛ヘ係ルモ彌兵衛ヘ係ル理由

無之ニ付不及受理候事印*

印**

* 本文朱書き、「伏見」の丸朱印
** 「宛」の小判型朱印

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所「裁判言渡書」(民事第三四號)について(一)

二五八(二五八)

〔〇六四A〕【二五】〔上納米取戻シ之訴帖〕^(注37)

印* 寛 海野 * 「岩村」の丸朱印と

明治九年六月廿七日 本行墨書き

上納米取戻シ之訴帖 ** 朱書き

明治九年第五百三十四号**

山口縣下第二十一大區十七小区須佐

野頭村□□□番地居住 農

原告惣代人 K Y 文左衛門

〔〇六四B〕

印* * 「海野」の丸朱印

** 「寛」の小判型朱印

山 本訴之証拠ハ公租米金納高ヲ告知シタル迄ニテ請取ノ證ニ不相立

況ヤ該件ハ明治八年九月山口県ニ於テ

裁 裁判済ナレハ不及受理事

九年六月廿九日***

*** 本文および日付は朱書き

明治九年六月廿一日 印* * 「河野」の小判型朱印

買得山毛上取免シ并違約金滞滞^{ママ}ノ訴状

第拾九大區第三小区瀬戸島浦

□□□□番地居住 商

O T 與三郎

山 本訴第壹号証書ヲ以テ毛上伐木并其違罰払金ノ

請求ハ拠ルヘキ明文無之將第貳号第二

号証書宛名

裁 違ヒニ付素(ヨリ)不及受理候事

明治九年六月廿三日***

*** 本文および日付は朱書き

明治九年第五百十四号*

〔〇六五B〕

(記載なし)

* 朱書き

〔〇六五A〕【二六】〔買得山毛上取免シ并違約金滞滞^{ママ}ノ訴状〕^(注38)

印* 河野 * 「寛」の小判型朱印

〔〇六六A〕【二七】〔地処経界差違^{ママ}之訴〕^(注39)

印* 寛 河野

* 「岩村」と「寛」の小判型朱印

地處経界差纏之訴

山口縣下第十五大區第壹小區豊浦郡

西郷町□□□番屋敷商

原告人 KN 藤右衛門

山 本訴新古券状交

換ノ際従前ノ畝歩

延縮ヨリ終ニ溝渠ヲ失スルトノ議ハ其歲ノ調ヲ受

ルニ付

裁 不及受理事

明治九年六月十日

*** 本文および日付は朱書き

明治九年第四百五十五号***

*** 朱書き

〔〇六六B〕

(記述なし)

〔〇六七A・B〕【附属図面】

土地境界論地の図面一葉挿入(省略)

明治九(一八七六)年分山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

二五六(二五六)

〔〇六八A〕【二八】【先給地差纏之訴状】^(注4)

寛 海野印***

明治九年六月十三日

先給地差纏之訴状

第二大區第三小區玖珂郡車

村□□□番屋敷居住農

原告惣代 ND 善甫

明治九年第四百七十九号***

*** 朱書き

〔〇六八B〕

山 本訴ノ如キハ曩ニ岩国縣廳(三)於テ売払

タルモ目今廢縣并FT葆外兩名江係リ

地所々有之權ヲ争フ理由無之

裁 二付不及受理候事*

* 以上本文は朱書き

〔〇六九A〕【二九】【先給地差纏之訴状】^(注4)

明治九年七月十日

〈資 料〉

寛**

河野**

** 墨書き

印*

寛

小助川印**

** 「岩村」の丸朱印

修道法字 四一卷 一号

二五五 (二三五)

先給地差纏之訴状

明治九年七月十三日

山口縣第二大區三小區車郵□

□番屋敷居住 農 ND 善助

明治九年第五百七十六号*

* 朱書き

買得之耕地地券証差纏之訴帖

明治九年第五百九十二号**

** 朱書き

〔〇六九B〕

本訴ハ既ニ明治九年六月出訴ノ

節旧岩國縣并ニFT稜外兩名

ヘ係リ地所々有ノ權ヲ争フ理由無

之旨ヲ以却下ニ及ヒタル処或ハ被告

ヲ増減シ又ハ名実ヲ飾リ再三出訴

スルトモ到底不筋立儀ニ付不及受

理候事

印**

* 本文および日付は朱書き

明治九年七月十二日*

印***

** 「寛」の小判型朱印

*** 「河野」の丸朱印

山口縣下第拾壹大區拾小區開

作村□□□□番屋敷 農

NZ 条次郎

** 判読困難

〔〇七〇B〕

本訴ハ嘉永年度* 喜藏ヨリノ

山

買得ニテ地券改正ノ際成規

ヲ履行セサルニ於(テ)ハ地所々有

裁

ノ權無之況ヤ章左衛門所有

ノ券状ヲ喜藏相続人ニ係リ

取返シ度トノ請求ハ理由無

之ニ付不致受理事** 印**

* 西曆一八四八〜一八五四年

** 本丁は朱書き

*** 「小助川」の小判型朱印

** 「寛」の小判型朱印

** 「小助川」の小判型朱印

** 「寛」の小判型朱印

〔〇七〇A〕〔三〇〕【買得之耕地地券証差纏之訴帖】^(注42)

〔〇七二A〕【三二】〔先給地所差纏之訴狀〕^{〔注43〕}

印* 明治九年七月十七日 進 * 「寛」の小判型朱印

先給地所差纏之訴狀

第二大區三小區車邸□

□□番地居住 農 ND 善助

明治九年第六百十号**

** 朱書き

〔〇七一B〕

印* * 小判型朱印。判読困難

山 該訴明治八年司法省甲

第五号布達^{〔注44〕}ニ依リ受理

裁 不相成候事

明治九年七月十八日**

** 本丁は朱書き

明治九年九月廿八日

訴訟入費淹滞之訴狀

山口縣下第十大區十一小區石観音

町□□□番地居住 工

T Y 猪兵衛

山口縣下第十大區十一小區堂ノ

前町□□番地居住 工

H N 四郎

明治九年

第八百十号**

** 朱書き

〔〇七二B〕

山 請求スル訴訟入費ノ金員ハ

自己ノ手控ヨリ書上ケタル

モノニテ確タル証左之ヲ

裁 クニ付却下候事 印*

印**

* 「小助川」の小判型朱印
** 「寛」の小判型朱印

〔〇七二A〕【三二】〔訴訟入費淹滞之訴狀〕^{〔注45〕}

印* 寛 小助川 * 「岩村」の丸朱印

明治 九（一八七六）年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』（民事第三四號）について（一）

一五四（二五四）

△資料▽

修道法學 四一卷 一号

二五三(二五三)

〔〇七三A〕〔三三〕【取替米金并耕地取戻之訴狀】^(注46)

印* 寛 河野 *「寛」の小判型朱印

明治九年十月六日印

取替米金并耕地取戻之訴狀

山口縣下第十一大区八小區小郡

下郷□□番地居住商

T N 吉兵衛

明治九年

第八百二十九号**

〔〇七三B〕

** 朱書き

山 本訴仮ノ約定証書ヲ以テハ直ニ
其引渡シヲ要請スヘキ筋(二)無
裁 之ニ付不及受理事

明治九年十月七日*

* 本丁は朱書き

印* 寛 河野

明治九年十月十一日

宅地券狀并定約金之訴狀

山口縣下第十大区十小區新馬場

町□□番地居住商

T T 辰平

明治九年第八百四十七号**

〔〇七四B〕

印**

** 朱書き

山 本訴ノ証書其ノ目的トスル地所
タルヤ被告所有ニ非ラサルヲ以
テ其契約ノ効ハ無之二依リ
裁 不及受理事

〔〇七五A〕〔三五〕【貸金違約ノ訴狀】^(注48)

印* 寛 進

明治九年十月二十日

* 「寛」の小判型朱印

〔〇七四A〕〔三四〕【宅地券狀并定約金之訴狀】^(注47)

貸金違約ノ訴状

明治九年第八百六十七号**

** 朱書き

福岡縣下筑前國第四大區八小區

藤田村□□番屋敷居住 農

K H 徳右衛門

(〇七五B)

該訴證書面全金額百円ノ内五拾

山 円ハ已ニ返償ヲ受ケ残額五拾円返

償ノ約期ニ違フモ月別貳分ノ利

子アリ殊ニ其償金ヲ已済ニ及ホス

理由ハ之レナキニ付金三百八拾九円

裁 七拾銭ノ償却請求ハ受理及ハス事

明治九年十月廿一日*

印**

** 「進」の丸朱印

* 本丁は朱書き

貸金違約ノ訴状

明治九年第八百七十七号**

** 朱書き

福岡縣下筑前國第四大區八小區

藤田村□□番屋敷居住 農

K H 徳右衛門

(〇七六B)

該訴ハ本年十月廿日利子ニ償金

山 ヲ附加シ出訴スルニヨリ同月廿二日

却下ニ及処再ヒ利子ヲ除キ償

金ヲ要求スルモ到底実因之ナ

裁 クニ付不受理間前判文ノ通り

相心得ヘキ事*

明治九年十月廿五日 印**

** 「小助川」の小判型朱印

* 本丁は朱書き

(〇七六A) 【三六】【貸金違約ノ訴状】(注印)

印* 寛

進**

** 「代理」 「小助川」の文字と朱印

* 「寛」の小判型朱印

明治九年十月廿三日

(〇七七A) 【三七】【貸米年賦返済違約之訴状】(注印)

印*

山崎

高野

印**

** 「山崎」の丸朱印

** 「高野」の小丸朱印

明治九年十一月廿一日

貸米年賦返済違約之訴状

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所

「裁判言渡書」(民事第三四號)について (一)

二五二(二五二)

ハ資 料▽

修道法学 四一卷 一号

二五一(二五一)

第十一大区八小區小郡下郷□□

□番地居住 商

T N 吉兵衛

明治九年

(〇七七B)

【附箋】

該訴訴答文例第

三章第四項ニ抵

触スル(二)付不及受理

候事 印***

第九百四十八号***

明治九年十一月二十一日

**「山崎」の丸朱印

*** 朱書き

(〇七八A)【三八】【貸金催促之訴】^(注53)
新訴 小助川

明治九年十一月十八日

貸金催促之訴

* この行墨書き

□番屋敷 士族

O D 安次郎

明治九年第九百四十号**

(〇七八B)

山 *首タル訴訟ノ身代限掲示満

期後訴出ルニ付今度分散ノ

配当ニ加差難キ者ニ付却

下 但 萩地擾乱ニ付山口裁判所ニ於テ出

訴ヲ差留タル日無之事

明治九年十一月廿一日 印***

**「小助川」の小判型朱印

(〇七九A)【三九】【対談金取戻之訴状】^(注55)
印* 山崎 小助川

明治九年十一月廿一日

対談金取戻之訴状

山口縣下第十大区十小區今道町

* 「山崎」の丸朱印

五百廿三番地居住 土族

A A 善一

明治九年

第九百五拾壹号*

(〇七九B)

* 朱書き

I D 丹下

明治九年第九百八十四号**

(〇八〇B)

明治八年第百六号公布ニ依リ

** 朱書き

山

該訴ハ訴答文例第三章

第四項^(注56)ニ抵触スルニ付

裁 不及受理候事*

* 本丁は全文朱書き

裁

不及受理候事

山

明治八年第百六号公布ニ依リ

明治九年十一月廿二日 印**

** 「小助川」の小判型朱印

印*

寛

小助川 印**

(〇八一A) 【四一】「売掛代金催促之訴状」^(注59)

明治九年十二月十一日

** 「小助川」の小判型朱印

(〇八〇A) 【四〇】「耕地差纏之訴状」^(注57)

印*

山崎

小助川

* 「山崎」の丸朱印

売掛代金催促之訴状

明治九年第十六号***

*** 朱書き

耕地差纏之訴状

(〇八一B)

山口縣下第十大區八小區下宇
野令□□□番地居住 土族

S E 仁兵衛

山口縣下第拾九大區五小區湯本村

□□□□番屋敷居住 土族

該訴請求スル金員八酒

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所

「裁判言渡書」(民事第三四號)について (一)

二五〇(二五〇)

類税則ニ違犯スル売掛ケ代金タルヲ以テ不及受理候事*
 明治九年十二月十二日印**
 * 本丁は全文朱書き
 ** 「小助川」の小判型朱印

〔〇八二B〕
 不及受理事
 明治九年十二月十九日

〔〇八二A〕〔四二〕【違約金催促之訴状】^(注60)
 明治九年第九百九十七号 掛 鈴木田平 印*

所長 印**
 * 「鈴木」の丸朱印
 ** 「岩村」の丸朱印

第十三大区十二小區吉□村農 SK長兵衛
 ヨリ第十大区十一小區□□□□町商 MN
 山 宗六へ掛ル違約金催促之訴状却下
 判決案***
 *** 以上朱書き

裁 該訴ノ如キ原告ニ於テ期限經過ハ黙許シ
 当七月申本主彌一郎外名係リ
 出訴ノ末示談済方致本金請取ル上ハ
 今更受人へ違約ヲ責ムル理由無之ニ付

〔〇八三A〕〔四三〕【貸金催促之訴状】^(注61)
 印*
 明治九年十二月十八日 河野

貸金催促之訴状
 山口縣管下第七大区八
 小区遠石町□□□□番
 地居住 商
 HN 儀助

山 明治九年
 第千三百八号**
 (〇八三B)

本訴訴答文例第六條^(注62)ニ抵触
 スルニ因リ受理及ハサル事

* 「岩村」の丸朱印
 ** 朱書き
 * 「河野」の丸朱印

裁 明治九年十二月十九日**

** 本丁は全文朱書き

〔〇八五A〕【四五】〔対談金違約之訴状〕^(注65)

明治九年十二月廿日

印*

進

** 「岩村」の丸朱印

対談金違約之訴状

山口縣下第二天區玖珂郡第

九小區横山村第□□□□□□

番屋敷居住 士族

W N 三省

明治九年第四拾九号**

** 朱書き

〔八五B〕

貸金催促之訴状

山口縣下第六大區塩口村

□□番地 Y D 観浄 同居

原告代人 士族 Y D 葆真

明治九年第三十九号**

** 朱書き

〔〇八四B〕

印*

* 「河野」の小判型朱印

山 該訴対談金引渡ノ義務更改
ノ證明治六年第貳百三拾九号
^(注66) 布告ニ抵触スルヲ以テ受理不
相成事

明治九年十二月廿三日印*

** 「進」の丸朱印

山 本訴訴答文例第六條ニ抵触スルニ因
^(注64) り受理及ハサル事
裁 明治九年十二月十九日

〔〇八六A〕【四六】〔貸金違約ノ訴状〕^(注67)

明治 九（二八七六）年 分 山口始審裁判所「裁判言渡書」（民事第三四號）について（一）

二四八（二四八）

〔資料〕

修道法學 四一卷 一号

二四七(二四七)

印*

河野

*〔岩村〕の丸朱印

明治九年第九百九十五号*

所長印**

申渡

**〔岩村〕の丸朱印
*** 判読困難

明治九年十二月二十五日

貸金違約ノ訴状

福岡縣下筑前國第四大區八小區

藤田村□□番地居住 平民

K H 徳右衛門

明治九年

第七十一号**

** 朱書き

貸金催促之訴

右代人 M D 九郎

□□□□番屋敷 士族

山口縣第十一區三小區鑄錢司村

原告 K Y 馬之丞

□□□□番屋敷 農

〔八六B〕

山 本訴日当旅費等ヲ請求スル
モ其催促ヲセシ証左ハ無之

裁 二付受理不及事*

* 本文および日付は全部朱書き

〔八七B〕

被告 I U 豊吉

□□番屋敷 農

山口縣第九大區十二小區西ノ浦

右 I U 豊吉同居 商

右代人 I U 源太郎

山口縣第九大區十二小區

西ノ浦□□番屋敷 農

引合人 H D 與右工門

山口縣第九大區十四小區大崎村

□□□□番屋敷 農

明治九年十二月廿七日

〔八七A〕〔四七〕〔貸金催促之訴〕
(注68)

全 MD 良輔

其方共一件遂審理処

原告ハ明治七年十月三日被告IU豊吉養父

友吉へ金三百拾円貸渡セシニ返済期限違約ニ付

及督責処明治八年七月原田與右エ門ヲ受人トシ

MD良輔ヲ證人トシテ更ニ明治九年四月限元利

(〇八八A)

トモ返済ノ証文差入新地券狀ヲモ渡セシニ依リ勘弁

相加へ置ク内明治九年四月廿二日友吉病死ス然ルニ

前段受取タル証文ハ公正ノ證書ニ非ルユヘ掛念ニ存シ

友吉相続人豊吉名前ノ証文ニ改替ノ儀受人

與右エ門へ相談セシニ其後與右エ門ヨリ友吉相続人IU

豊吉名前ニテ畔頭

即今

SK清右エ門ノ奥書押印

アル証文相渡スヘク申(ス)ニ付友吉ヨリ受取置シ明治

八年七月付ノ証文ト引替シガ友吉甥IU源太郎ト

申者豊吉并ナカヨリ後見委任セラレタル由ニテ

豊吉方へ移転シ諸世話致スニ付返済ヲ促ス処

自各方ニ少々借金有之タルモ皆済シタル旨友吉

遺言モ有之且豊吉ヨリ証文差出シタルトハ一切無之

様故障申立ツレトモ新古證文引換ノ節受人與右エ門

(〇八八B)

ヨリ豊吉附籍ヤスへ差返シタル明治八年七月ノ証書

幸ヒヤスノ手ニ存在シタルヲヤスニ借受與右エ門ヨリ
差出シタル分ニテモ友吉へ三百拾円ノ貸金有之
事明瞭ナレハ元利金トモ速ニ返済セシトヲ請求
スル旨陳述セリ

被告ハ先代友吉儀KY馬之亟ヨリ少々借金有之
タルモ皆済シタル旨遺言モ有之且三百拾円ノ

借用有之事ハ曾テ承知セサルノミナラス原告所持
スル処ノ借用証文豊吉名下ノ印章ハ友吉ノ実印ニ

似タレトモ其印類ハ死去後所在相分ラサリシニ此度原告
出訴ノ後組合HD與右エ門預リ居タル由初テ承知シ

明治九年九月十五日自分ノ手ニ還リタル次第ニテ與右エ門ニ
於テハ新古證文引換ト申(ス)トモ豊吉并実母ナカ

(〇八九A)

承諾ノ上ト申セトモ兩人ニ於テハ一切承ハラス與右エ門一己ノ
了簡ニテカ、ル証書ヲ調製シタルハ最不審ノ所行

ニシテ附籍ヤスノ手ニ存在シタル古証文モ是迄ヤス
ヨリ一言承リタルトモ無之ユヘ真正ノモノトモ難見認

旁此借金アリトハ万々信用致サ、ルニ付原告ノ求ニハ
応シ難キ旨答弁セリ

引合人HD與右エ門ハ組合IU豊吉養父友吉明治
八年七月KY馬之亟ヨリ金三百拾円借用明治九年

四月限返済可致トノ証書へ受人ニ相立タルハ相違無之

明治 九(一八七六)年
十(一八七七)年

分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

一四六(二四六)

然ルニ明治九年四月廿二日友吉病死セリ依テ其相続人豊吉
名前ノ証書ニ調替ノ儀ヲ馬之亟ヨリ相談有之タルユヘ
豊吉并同人実母ナカヘモ申通シ彼等承諾ノ上明治九年
五月十九日夜豊吉一同畔頭SK清右エ門方ヘ罷越シ友吉

〔〇八九B〕

借金新古證文引換フル筈ニ付新証文ヘ耕地書入ル、ニ
依リ奥書押印ノ儀ヲ頼置其後証文相調豊吉名下

ヘハ友吉ヨリ預リ居タル印章ヲ押シ矢張自分受人ニ

相成畔頭ノ奥印取付KY馬之亟ヘ相渡シ明治八年

七月付ノ証文ハ取返セシユヘ豊吉ヘ可相渡筈ナレトモ折節

豊吉ハ実母ナカ一同山口寄留KD三右エ門方ヘ引越シ不居合

ニ付豊吉附藉ヤスヘ渡置タリ抑友吉実印自分ノ

手ニ有之タルハ友吉病中自分ヲ呼寄セ万一死去シ

タル時ハ跡幼年ノ者ニテ別段依託スヘキ親類モ無之

ユヘ実印預ケ置度トノ二付頼ニ応シ預リタル次第

ナルヲ豊吉并ナカニ於テ新古證文引換ナド申（ス）

一切承知セサル様申スニ付最前ノ証文出ル時ハ分明ナル

ヘクトヤスヘ掛合ヒシニ幸ヒヤスノ手ニ存在シタル明治

〔〇九〇A〕

八年七月付ノ証文ニテ三百拾円ノ借金有之

明瞭ナレハ彼是故障申立ル筋ハ有之間敷旨

陳述セリ

引合人MD良輔ハ井上友吉ヨリKY馬之亟ヘ
差入タル明治八年七月金三百拾円借用ノ証文友吉
持参証人ニ相立呉ル、様申（ス）ニ付頼ニ応シ證人ニ相立
タルハ相違無之旨申立タリ

依テ判決スル左ノ如シ

被告（三）於テ三百拾円ノ借金有之

サルノミナラス新古證文引換ノ掛合ヲモ受ケ

サレハ承諾スヘキノ謂レナク將タヤスノ手ニ還リタル

明治八年七月ノ証文モ真正ノモノトハ難見認段

申立ルト雖モ受人証人ニ於テ相違ナキ旨

〔〇九〇B〕

陳述スル上ハ被告申分難相立抑明治八年

七月付ノ證書タルヤ返金ノ期月ハ負債主

死去ノ後ニ係リ素ヨリ存生中返済ヲ為シタル

証憑モナク且最前渡シ置タル地券証ハ依然

原告ノ手ニ現在スルヲ以テ此負債未タ償却

セサルヲ証スルニ足ル依テ元利金トモ被告人ヨリ

速ニ原告人ヘ償還スヘシ

明治十年二月十日

掛 七等判事 寛 元忠印
主 十六等出仕 鈴木 円平印

副 一級判事補進 十六印

〔〇九一A〕【四八】〔貸金催促之訴〕^(注9)

明治九年第一千三号*

所長印**

申渡

* 朱書き
** 「岩村」の丸朱印

山口縣第七大區十六小區

富田村□□□□番屋敷農

原告 K H 寅吉

山口縣第十大區十一小區

上豎小路□□□番屋敷商

右代人 Y N 清治

貸金催促之訴

山口縣第七大區十六小區

富田村□□□□番屋敷農

被告 T S 新藏

〔〇九一B〕

山口縣第七大區十六小區

富田村□□□□番屋敷農

引合人 M U 幸八

山口縣第七大區十六小區

副戸長

全 末次 澄右工門

其方共一件遂審理処

原告ハ明治六年八月耕地書入ノ證文ヲ以金

三拾貳円五拾錢明治七年八月期限ニテT S

新藏ヘ貸渡セシニ返済遷延ニ及フ内明治八年

四月地券証下渡ノ節自分方ヘ預リ置度段新藏ヘ

掛合シニ戸長役場ヘモ頼ミ置ヘクニ付直ニ受取呉ル、様

申スニ依リ副戸長末次澄右工門方ヘ其趣申入ル、処

〔〇九一A〕

渡方相成リタルユヘ今以預リ居ル次第ニテ即今

不存旨故障申立不償還ハ不條理ニ付元利金共

速ニ返済センヲ請求シタリ

被告ハ明治六年八月富田村KH金五郎方二三拾

貳円五拾錢ノ借金有之明治七年八月期限ノ由

ニテ金五郎ヨリ催促ヲ受タレトモ一切存セサルヲユヘ

其段相答シニ右ハ自分ノ婿MU小四郎ナル者IS

藤右工門方ニ借金之レ有り返済ヲ促サル、処其節

小四郎ハ佐賀鎮台ヘ出張ノ留守ナレハ受人HN勝藏

世話ヲ以テ小四郎実兄MU幸八ヘモ示談自分ヘモ掛合

承諾ノ上ニテ自分名前ノ證文ヘ小四郎出張前ニ幸八

方ニ残シ置タル印判ヲ幸八自ラ押捺シKH金五郎

方ヘ差入金子借用ノ上先債主IS藤右工門ヘ償還

〔〇九一B〕

シタル由勝藏幸八兩人ノ申分ナレトモ小四郎ハ明治七年

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所

「裁判言渡書」(民事第三四號)

について(一)

一四四(二四四)

二月佐賀縣ニテ戰死シタルユヘ借金ノ有無モ不相分
自分ニ於テハ曾テ承知致サ、ルヲニテ原告ノ手ニ
之レアル地券証モ許諾ノ上ニテ相渡シタルコト無之処
副戸長役場ニハ自分押印ノ請取證ノ有之トノ事

ニ付一見セシ処素ヨリ自分押印ノ覺ヘ毫無之
ユヘ偽印ニ可有之最不審ノ至リニ付原告ノ求ニハ
応シ難キ旨答弁セリ

引合人M U 幸八ハT S 新藏ノ婿小四郎ハ自分ノ夫
弟ニテI S 藤右エ門方ニ借金有之ヲ藤右エ門手元
差^{きつ}問ノ由ニテT S 新藏H N 勝藏ヘ返金ノ取計
致シ呉ル、様掛合有之其節小四郎ハ佐賀鎮台ヘ
出張留守中ニ付新藏ヨリ自分ヘ返金方尽力

(〇九三A)

ノ儀相頼タレトモ格別手段モ無之ニ付勝藏申談
KH金五郎方ニテ借替ノ筈ニ決シ新藏モ承諾
ノ上同人耕地書入ノ證書相認メ曾テ
小四郎出張前自分方ヘ残置タル印章ヲ押シ
戸長ノ奥書割印申請ノ儀ハ新藏罷出ル筈ナレトモ
病氣ニテ自分ヘ相頼タル趣申述調印相濟タル上
KH金五郎方ヘ差入金三拾貳円五拾錢受取
I S 藤右エ門ヘ勝藏ヨリ払渡シ残余六拾五錢
有之内十三錢ハ勝藏ヘ手数料トシテ差遣シ五拾

貳錢ト古證文ハ自分預リ居タル次第二テ新藏儀
小四郎ノ借金償還ヲ許諾シタルハ地券証ヲ債主ニ
渡シタルニテ判然タルヲ今日ニ至リ彼是故障申立ルハ
(〇九三B)

不條理至極ノ旨陳述セリ

副戸長末次澄右エ門ハ新地券証渡方ノ際は是迄
抵当トシテ書入ノ分ハ負債主ヨリ債主ヘ渡シ置様
県庁ヨリ達シモ有之T S 新藏所有耕地ノ内

KH金五郎方ヘ書入有之ユヘ金五郎方ヘ相渡ス様
申聞セシニ委細承知シ金五郎ヘモ通知スヘキ間
受方ニ出タル節ハ金五郎ヘ直ニ渡シ呉ル、様申スユヘ
然ラハ地券受取状ヘ押印致スヘシト申セシニ無異議
押印シタルユヘ債主ヘ相渡セシ旨申立タリ
依テ判決スル左ノ如シ

被告(ニ)於テハ原告ヘ證文差入借金セシヲハ
素ヨリ無之將タ女婿ノ負債代償ヲ許諾シ
地券証ヲ債主ニ付与セシヲモナク副戸長役場ニ

(〇九四A)

之レアル地券状受取証ハ偽印ナリト申立ルト雖モ副戸長ハ
所有主承諾ノ上債主ヘ渡シタルハ受取証ノ押印
ニテ明瞭ノ旨申立ルニ付其印影ヲ照査スルニ被告
所持ノ印章ト同一ニテ且新地券授受ノ際

自分手元ニ不請取他人へ渡シ置タルハ全ク負債
抵当ニ差入タルモノト認定ス依テ原告請求通り
元利金トモ速ニ被告新藏ヨリ償却シ新藏ハ
幸八預リ居タル古證文并ニ残余ノ金六拾五錢
同人ヨリ更ニ可請取事

明治十年二月十四日

掛 七等判事 寛 元忠印
主 十六等出仕 鈴木 円平印
副 二級判事補 海野 勲 印

〔〇九四B〕

(記述なし)

〔〇九五A〕 〔四九〕 【貸金催促之訴】^(注70)
明治九年千三拾三号*

申 渡

山口縣第拾大區拾小區新馬場町

□□□□番地寄留商

原告人 K I 昇三郎

* 朱書き

貸金催促之訴

山口縣第九大區八小區西佐波令

□□□□番地 農

被告人 K Y 勘左衛門

右詞訟審理スル処

原告人ニ於テ明治九年七月十七日ヨリ八月廿三日マテ被告
人K Y 勘左衛門ノ依頼ヲ受ケ米売買相場会所ニ
於テ明治九年九月限り受渡シ約定ノ米壹千三
〔〇九五B〕

百石内貳百五拾石正米平均簿上脱漏ノ分共買付
ケ尤モ其何国郡村米或ハ所在等ハ確認検査セス
正米入用ノ節ハ限月期日前会所頭取ノ者へ申入
ルレハ取捌キヲ以テ正米渡シ呉ル、從來ノ習慣ニ之
レアリ右入金ノ儀追々督促現金及ヒ明治九

年八月廿六日付明治九年九月六日付共貳通ノ証書
ヲ以テ立換金共都合金高九百貳拾円受取リシニ
米価日々下落会所規則ニ照ラシ尚入金百五拾七
円余ノ不足ヲ増加スレトモ初中勘左衛門不埒ニ關ク
上ハ限月期日マテ維持成リ難キヲ慮リ切米シ其
由勘左衛門ニ通知シ置キタリ依テ右借用證書
貳通ノ合金元利共七百貳拾円償還ヲ受ケ度旨
請求セリ

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

一四二(二四二)

〔〇九六A〕

被告人ニ於テハ原告人KI昇三郎陳述ノ如ク米売買
相場会所ニ於テ明治九年九月限受渡シ約定ノ米

壹千五拾石買付ヲ依頼シ外ニ貳百五拾石ハ買付ノ覺
ヘ之レナク尤其何國郡米或ハ所在等ハ確認検査セス

右入金貳百貳拾円ハ現金残七百円ハ昇三郎ニ立換ヲ
頼ミ証書貳通差入レ置キシヲ米価追日下落ニ付入金

不足ニ及ヒ終ニ切米セシ由申越スユヘ自分計算ニ抛レ
ハ仮令会所規則ニ照スモ尚五拾九円余ノ渡シ過ニ相

成ルヲ精算モ致シ呉レス且一応ノ懸合ナク期限内妄
リニ自己ノ独斷ヲ以テ切米スルハ甚不当ノ処分ナルユヘ

最新差入レタル金円并ニ証書貳通共返却ヲ受度旨
答弁セリ

依テ判決スルヲ左ノ如シ
〔〇九六B〕

原告人ニ於テ明治九年八月廿六日付金貳百円明治九
年九月六日付金五百円ノ証書貳通ヲ以テ償還ヲ請求

スル金円ハ双方ノ陳述ニ依リ明治九年九月限受渡シ
スヘキ米買付ノ際立換タルモノナリ抑米ノ限月売買

タル明治七年十二月二十七日太政官第百三拾八号布
告ヲ以テ之レヲ禁止セリ爾後〔私ニ会所及規則ヲ定メ〕*

* カッコ内朱点にて抹消

新タニ米限月相場売買ヲ為スヘキモノニ非ラス因テ該
証書貳通ハ行フヘカラサルノ事由ニ成立シ加フルニ原
告人被告人双方ノ所為タルヤ現米ノ生質所在等
モ確認検査セサル上ハ全ク空行ノ売買ニ基クカ故
ニ金円ノ償還ヲ請求スルノ効ナキモノトス

明治十年三月十日

七等判事

寛 元忠 印

主 一級判事補 進

十六 印

副

高野 薫 印

〔〇九七A〕【五〇一】貸金催促ノ訴^(注72)

九年千三十四号*

申 渡

山口縣第拾大區拾小區新馬場町

□□□□番地寄留 商

原告人 KI 昇三郎

貸金催促ノ訴

山口縣第九大區八小區西佐波令

□□□□番地 農

被告人 KY 勘左衛門

* 朱書き

右訴訟審理スル処

原告人ニ於テハ明治九年七月十七日ヨリ八月廿三日マテ

被告人K Y 勘左衛門ノ依頼ヲ受ケ米売買相場会

所ニ於テ明治九年九月限り受渡シ約定ノ米壹千

(〇九七B)

三百石内貳百五拾石正米平均簿上脱漏ノ分共買付ケ

尤其何國郡村米或ハ所在等ハ確認検査

セズ正米入用ノ節ハ限月期日前会所頭取ノ者へ申

入ルレハ取捌キヲ以テ正米渡シ呉ル、従来ノ習慣ニ之

レアリ右入金差入ルヘク追々督促現金及ヒ明治九年八

月廿六日付明治九年九月六日付共貳通ノ証書ヲ以テ

立換金共都合金高九百貳拾円受取りシニ米価日々

下落会所規則ニ照ラシ尚入金百五拾七円余ノ不足ヲ

増加スレトモ初中勘左衛門不埒ニ閣ク上ハ限月期日

マテ維持成リ難キヲ思量切米シ其由勘左工門ニ

通知シ置キタリ依テ右借用証書貳通ノ合金元利

共七百貳拾円償還ヲ受ケ度旨請求セリ

被告人ニ於テハ原告人K I 昇三郎陳述ノ如ク米売

買相場会所ニ於テ明治九年九月限受渡シ約定ノ米

(〇九八A)

壹千五拾石買付ヲ依頼シ外ニ貳百五拾石ハ買付ノ

覚ヘ之レナク尤其何國郡米或ハ所在等ハ確認検査

セズ右入金貳百貳拾円ハ現金残七百円ハ昇三郎ニ

立換ヲ頼ミ証書貳通差入レ置キシヲ米価追日下落

ニ付入金不足ニ及ヒ終ニ切米セシ由申越スユヘ自分計

算ニ抛レハ仮令会所規則ニ照スモ尚五拾九円余ノ渡

シ過ニ相成ルヲ精算モ致シ呉レス且一応ノ懸合ナク

期限内妄リニ自己ノ独断ヲ以テ切米スルハ甚不当

ノ処分ナルユへ最前差入レタル金円并ニ証書貳通共

返却ヲ受度旨答弁セリ

依テ判決スルヲ左ノ如シ

原告人ニ於テ明治九年八月廿六日付金貳百円明治

九年九月六日付金五百円ノ証書貳通ヲ以テ償還

(〇九八B)

ヲ請求スル金円ハ双方ノ陳述ニ依リ明治九年九月限

受渡シスヘキ米買付ノ際立換タルモノナリ抑米ノ限

月売買タル明治七年十二月二十七日太政官第百三拾

八号布告(注3)ヲ以テ之レヲ禁止セリ爾後私ニ会所及規

則ヲ定メ新タニ米限月相場売買ヲ為スヘキモノニ非

ラス因テ該証書貳通ハ行フヘカサルノ事由ニ成立

シ加フルニ原告人被告人双方ノ所為タルヤ現米ノ

生質所在等モ確認検査セサル上ハ全ク空行ノ売買

ニ基クカ故ニ金円ノ償還ヲ請求スルノ効ナキモノトス

[右差添人共]

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

一四〇(二四〇)

右ノ通申渡ス条此旨心得ヘシ）* カッコ内二行は朱線にて抹消

円ハ利兵衛ヨリ返還シ余金ハ手数料トシメ利兵衛
ヘ遣ハス可ク契約シ其后KM亀五郎ナル者右
平介ヘ貳拾七円ノ借入金アルヲ平介ノ為メ利
兵衛ヘ代償シタリ依テ利兵衛ヨリハ定約通請金
致シ度段申立テ

〔〇九九A〕【五一】【約定金違約之証】^{（並付）}

被告ハ（貸金八円余ノ辻ニ）MN平介借用証書讓

明治九年第九百九拾一号*
決印** 朱書き。丸朱印は判読不能

請ケ追テ金貳拾円還与等ノ儀ハ原告申立通り相
違無之ト雖モKM亀五郎ヨリ代償請タリトノ申
分ハ事実相違ノ思想ニテ全ク他ノ取引ナルハ則チ
明細書ノ通ニ付目今原告請求ニハ応シ難キ旨抗
弁シタリ因テ判決スル左ノ如シ

申 渡

第拾貳大區九小區松木村□

□□番地 商

原告人 T S 善九郎

約定金違約之証

原告ニ於テ曩ニ被告ニ讓与セシ証書ヘ対シ平介ノ
〔一〇〇A〕

第拾大區拾小區田町□□□

□□番地 商

被告人 M Y 利兵衛

其方共一件遂審理処

原告ハ（被告MY利兵衛ヘ遣ハス可キ金八円余之レ

アルヲ）*曾テMN平介ヘ貸金拾壹円五拾錢并 * カッコ内

償金拾三円ノ証券壹通ヲ明治九年一月中被告MY 朱点で抹消

〔〇九九B〕

利兵衛ヘ讓渡シ追テ平介負債償却ノセツ金貳拾

為メKM亀五郎ヨリ利兵衛ヘ代償セシ趣ヲ以テ定
約通請金致シ度旨申立ルト雖モ讓与シタル平介
借用証書ハ即今被告ノ手ニ現在セルヲ以テ未タ平
介ヨリ返償セサルノ証判然タレハ被告ニ於テモ義務
ノ尽スヘキ因由無之間原告ノ申分難相立事

明治十年三月十四日 主 七等判事 笈 元忠 印
四級判事補 高野 薫 印

副 十六等出仕 鈴木 円平 印

(一〇〇B)

(記述なし)

(一〇一A) 【五二】^(注75) 貸金催促ノ訴

明治九年第七百十七号*

* 欄外右上部に朱書き

申渡

山口縣第拾大區拾小區今道町

□□□□ 番屋敷居住 士族

原告人

Y N 虎市郎

貸金催促ノ訴

山口縣第拾大區七小區吉敷村

□□□□ 番屋敷居住 商

被告人

Y M 亀右衛門

右詞訟審理スル処

原告人ニ於テハ旧藩札三拾貳貫目ノ高金四百兩ヲ以テ

明治三年十一月貸付該訴ノ証書壹通外二三拾八貫目

追々貸付ノ分証書壹通共都合七拾貫目期限ニ至リ

(一〇一B)

返済スヘク促セトモ故障申立ルユヘ明治四年六月示談

ノ節右七拾貫目ノ内四拾貫目ハ被告人借用の趣相

分リ残り三拾貫目ハ貳ツ割ニシテ拾五貫目被告人

出金ヲ肯ヒ拾五貫目ハ自分差出スヘキ都合互二承

諾シ印判持合セサルユヘ無印ノ書面取換ハセシニ尚其後

故障申立ルニ付熟考スルニ三拾八貫目証書ハ督促ノ

權利全カラサルヲ自リ悟リ八貫目ヲ除棄シ残り三

拾貫目ヲ最前取換タル書面ノ如ク中分シ被告人ヨリ

差入ルヘキ拾五貫目ハ明治六年双方別途ノ總計

算横帳面ニ之レヲ受ケ自分ヨリKM七郎兵衛ニ返金スヘ

キ分ニ立用セシユヘ残三拾貳貫目ノ元利金員返償ヲ

受ケ度旨請求セリ

被告人ニ於テハ明治三年原告人ヨリ旧藩札八拾貫目

(一〇一A)

并金三百四拾五兩借用壁書ト唱フル酒造免許ノ証

拠書入質ノ証書差入レ爾後追々ニ返金シ明治四年

六月頃右証書壁書共受返シ度照会セシニ別ニ旧藩

札七拾貫目貸付之レアルユヘ弁償セサレハ差返シ難シト

意外ノ申掛ヲ受ケ実否結局ノ談判シ右七拾貫目ノ内

四拾貫目ハSB七右工門借主ニ之レアルヘクト原告人自

覚ノ由ニテ残三拾貫目ノ内拾五貫目自分出金スヘクト

強テ申聞スルヲ熟考スルニ是ヨリ先キ右七右工門ニ自分

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號) について (一)

一三八(二三八)

所有ノ酒造器械売却ノ契約セシ時代価其外旧藩札
 貳百三拾貫目七右工門借金をシタキ由ニテ自分共々原
 告人ニ依頼セシニ貳百貫目ハ借用調フヘケレトモ入質不
 足ノ由申分ニ付自身身代向キノ仕方ニモ差響クヲユヘ
 酒造器械家屋等添入質トシテ差入レシニ別段ノ故

〔一〇一B〕

障ニ依リ借金破談トナリタルヲ其節渡シ置キタル證書
 ニ就テ此クノ如ク申立ル儀ト初テ心付拾五貫目ハ納入レヲ
 肯ヒ互ヒニ無印ノ書面取換セトモ尚故障ノ未明治六年
 總計算決定ノ時組入レ其後原告人ヨリKM七郎兵衛
 ニ返金スヘキ分ニ立用ノ示談調ヒアルユヘ證書金円ノ受
 授ハ未タ行ハサレトモ既ニ決定セル上ハ右七拾貫目ノ内四拾
 貫目ハ原告人自覺シテ借主相分リ残り三拾貫目ノ中分
 拾五貫目ハ自分出金スレハ該訴三拾貳貫目ノ證書ヲ以
 テ返金催促ヲ受ルハ迷惑ニ之レアリ且右ニ対シ金四百
 兩受取シトハ曾テ之レナキ旨答弁セリ
 依テ判決スルヲ左ノ如シ

原告人ニ於テ旧藩札三拾貳貫目ノ高金四百兩ヲ以テ
 渡シタリトノ陳述ハ明文アルノ証ナク〔互ヒノ申争ヒテニ之レアリ〕*
 〔一〇三A〕 * カッコ内朱線にて抹消

將又旧藩札三拾八貫目三拾貳貫目貳通ノ確證ヲ有スル上ハ
 明治四年六月十九日受授スルノ書面四拾貫目三拾貫目

明記ノ二項何ソ正數ヲ錯乱スルノ理アラシヤ加フルニ三拾
 八貫目ノ證書ハ自ラ督促ノ權利全カラサルヲ悟リ八貫
 目ヲ除棄シ殘三拾貫目ヲ中分シ拾五貫目ヲ以テ其
 義務ヲ消尽セシメタル趣キノ陳述ハ右書面開載ノ
 旨意ニ違ヒ尚受授スルノ後被告人承諾ノ証ナク且
 明治六年七月受授スル双方ノ總計算書中右拾
 五貫目ヲ受入ト為シ其余ヲ掲載セス依テ唯ニ自己
 勝手ノ計算ニ屬シ既ニ被告人ヨリKM七郎兵衛
 ニ差入レヲ約シタル金円ハ右書面ニ照ラシ三拾貫目
 中分受入契約ノ事由ヲ履行セシモノトス〔故ニ採用
 相成リ難ク依テ〕*假令該訴ノ證書ヲ右取換シタル書面ノ

〔一〇三B〕

* カッコ内朱線にて抹消

四拾貫目ニ比較スルモ亦八貫目ノ過剩アリテ有形
 無実ニ帰シ信摺スルニ由シナシ故ニ該證書ヲ以テ
 貸金請求ノ旨趣相立難キ事

明治十年三月廿日

掛七等判事 寛 元忠印
 主一級判事補 進 十六印
 副十六等出仕 鈴木 円平印

【(一) 読下し・了】

四注の部(一)

(一) 1 本稿は、標題の山口始審裁判所の『裁判言渡書』(民事第三四号)の紹介を試みようとするものである。本簿冊は山口地方裁判所において保管されていた(現在は、国立公文書館つくば分館に移管されていると思われる)。

2 本簿冊の形状 表紙および七葉にわたる目次が編綴されている。寸法を測った時の記録が手許に見当たらないので、正確な大きさを伝えることはできないが、墨書きがなされた和紙の袋綴じの文書であるから、概ね現行のB五版の書物をちよつと小さくした大きさである。編綴に当たって、一部が截断されるので少し小ぶりになるのである。

表紙は、添附の写真をご参照いただきたい。表紙用の厚紙の中央に「裁判言渡書」と墨書し、その右肩上部に「明治九年・十年分」(九年・十年は平行して二行に)と記載され、その下部に「帳簿進行番号 民事第三四號」の附箋が貼り付けられている。左側には「山口始審裁判所」とあり、外に朱書きで、「空」「永久保存」(左右に二箇所)「史料」がある。

目次は、ほぼA五版大の半葉八行藍色野紙に「書類目録」として、一行に一事件が記載され、各行は「年号、番号および原告被告人名」の三段に分けて記載されている。「原告被告人」欄には、原告と被告の氏名が二行に並んで記載されている。全体で八七項

目八九件の事件(一行に同一原告の事件の記載が二項目あるので八九件)が記載されている。用紙は、中央で折り曲げられいわゆる袋綴じで、下部に「山口始審軽罪裁判所」(始審と軽罪が二行に平行して)と印刷されている。

3 本簿冊の内容 編綴されている裁判記録は、明治九年と十年に提起され裁判がなされた事件についての裁判書である。本簿冊は、先頃、われわれが紹介を試みた、自明治六年至同九年「裁判言渡及之三類スル書類綴」(民事第十九号)に続くものと考えている。

ただ、本簿冊の袋綴じの用紙には、中央柱下部に「山口裁判所」と印刷された和紙が多く用いられている。いわゆる府縣裁判所時代の山口裁判所は明治九年三月開庁以来同年九月には司法改革により、地方裁判所への改置——実際には、翌明治一〇年六月に広島裁判所出張所(のち山口支庁)として開庁する——されるまでのごく短命であった(加藤 高「明治初年、山口県聴訟課の民事裁判に関する一考察」広島法学第二七卷二号二五頁以下(特に、六〇頁))。その他に、中央柱下部に「訴訟用」と印刷された和紙が用いられている。訴状却下の取扱いを受けた訴状が編綴されている。これらには、簡略な却下理由が余白に朱書きで記載されている。さらに大坂上等裁判所へ控訴された事件の判決書の謄本とその送付状など、多様な事件の記録が綴じ込まれている。

4 本稿において予定している後半部の裁判記録は、主に明治

一〇年の事件であるが、上記の「山口裁判所」の用紙の他に「廣島裁判所山口支廳」の用紙も混じっている。山口裁判所と広島裁判所山口支庁時代の裁判記録を、山口始審裁判所において編集編綴されたものであらうと推測する。したがって、本簿冊は、明治前半期の裁判所の組織がめまぐるしく変わった時期の裁判の記録として、貴重なものといえることができる。

5 本稿は、これを三回に分けて紹介を試みる。本号では前半部の明治九年中に受け付けられた事件を取り上げ、次号では主として明治十年に受け付けられた事件を取り上げることになる。ただ、本簿冊は、大略、裁判月日順に編綴されているので、後半部分には所々に明治九年の事件が数件と八年の事件が一件混じっている。

6 本簿冊の紹介にあたり、
 (1) 整理の都合上、頁番号や事件番号をつけた。頁は(〇〇A/B)により番号をつけ、袋綴じのため、右側の半葉をAとし、左側の半葉をBとした。

(2) □□による事件番号は、綴じ込みの順序に従ったが、目次に載っていない事件も独立に表記した方が良くと判断した事件は整理番号順に記した。事件名は、基本的に簿冊中の表記に倣った。目次欄の事件番号と整理上つけた番号が少しズレたため、目次表の上段に对照できるようにその双方を記した。

(3) 本文の表記は、基本的に簿冊中の事件の体裁に合わせる

ようにした。文字は旧漢字や複合語(トキヤトモなど)は、常用漢字を基本とし、複合語は本来の表記をした。注の部に示した『法令全書』の表記も常用漢字に置き替えた。『はそのまま用い、略字体の虽は本字に替えた。一つの事件のなかで、本文末尾より三行以上用紙に余白があるときは、三行を置き、次が別の事件のときは四行を明けるようにした。

(4) 人名と地名はできるだけ原文の表記にしたがった。ただし、個人情報保護の観点から、原則として、人名は姓/氏の頭文字をアルファベットの太文字で記し、地名は、町村以下は伏せ字にした。

(5) 人名について、誤記または略記と見られる表記が見受けられるが(例、「藏」↓「造」「三」、「國」↓「国」、「○右衛門」↓「○右工門」)、できるだけそのまま記した。

(6) 江戸時代の年号に西暦の年号を脚注に記してきたが、明治一〇年頃までの年号も西暦のそれを注記するようにした。

(7) 読みが難しいと思われる箇所にはるびを付した。

(8) 本文脚注の半角アステリスク(*)は、本文の頁ごとに一個から始まるようにした。なお、全角アステリスク(*)は半角のその五個分の表記に代えた。

(二)

(注1) 半葉茶色縦二三行罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注2) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。
(注2の2) 明治八年太政官布告第百六号(六月十八日 輪郭附)『法令全書 明治八年』二二八頁は、以下のように規定している。

「明治七年十月第百四号布告左ノ通改正候條此旨布告候事」

「地所売買致シ候節代金受取之證文有之共地券申受ケサレハ買主ニ其地所所有ノ權無之候條規則ノ通地券書替可申請事」

なお、本布告により改正される前の明治七年第百七号布告(十月三日 輪郭附)『法令全書 明治七年』一三六〜一三七頁は、以下のように規定している。

「地所売買致シ候節代金受取ノ證文有之トモ地券申受ケサレハ買主ニ其地所所有ノ權無之候條規則ノ通地券書替申請ヘシ若シ地券ヲ申受スシテ後日発覺スル時ハ罰金トシテ證印稅地券書替ノ證印稅壹陪ヲ料スヘク此旨布告候事」

(注2の3) 明治六年太政官布告第三二二号(十一月五日)(布)『法令全書 明治六年』五六七〜五七〇頁は、いわゆる出訴期限規則である。同規則は、「金穀貸借ヲ始メトシ物品売買ヨリ其外種々ノ取引等ニ至ルマテ双方ノ者互ニ受取渡ノ期限ヲ定メ條約ヲ結ヒ置キタルニ一方ノ者其條約ヲ破リタル時ハ早速裁判所ヘ出訴イタシ不苦候処(中略)訴訟ノ事柄ニ因リ夫々出訴ノ期限ヲ定メ候條采明治七年一月一日ヨリ後ニ結ヒタル条約期限ニテ右出訴期限ヲ過去ハ出訴セサル者ハ自分條約を取消シタル者と見做シ受取ルヘキ者ハ受取ヘキ權利ヲ失ヒ引渡スヘキ者ハ引渡スヘキ義務ヲ免レ候事ト

相定メ候ニ付出訴シ候トモ取上_レ不致候此旨布告候事」とし、第二条は以下のように規定している。

「第二条

- 一 醫師ノ_{しんじょ}診診及ヒ薬料
 - 一 授業師ヨリ門弟ニ給与シタル飲食料
 - 一 商人ヨリ商人ニ非サル者ヘノ売掛代金
 - 一 一箇年期マテノ奉公人給料
- 右ハ一箇年限

(注3) 図面二葉が添附編綴されている。図面は省略する。

(注4) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注5) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注6) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注7) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「大坂上等裁判所」の印刷。

(注8) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「大坂上等裁判所」の印刷。

(注9) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注10) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注11) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注12) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注13) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「大坂上等裁判所」の印刷。

(注14) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「大坂上等裁判所」の印刷。

(注15) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「大坂上等裁判所」の印刷。

(注16) 半葉茶色縦一三行罫紙、中央下部に「大坂上等裁判所」の印刷。

明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

一三四(一三四)

本件は、「九」事件の当事者名が同一であり、事件名こそ「謝金督促之訴」と「定約金違約ノ控訴」であるが、何れも酒造株取得の手續に関わっていることから、同一の事案を巡る控訴審判決と考えられる。編綴の順序の誤りではないかと思われる。

(注17) 明治八年太政官布告第二十六号(二月二十日 輪郭附)『法令全書 明治八年』三二―三四頁の本文は、

「明治四年七月布告酒造取締並ニ税則及ヒ追々増補等ノ條共本年九月三十日限り相廢シ更ニ酒税規則別冊ノ通相定本年十月一日ヨリ施行候條此旨布告候事

但濁酒醬油醬麴ノ税ハ本文同日ヨリ相廢シ候事」と規定し、(別冊)に酒類税則として、第一則 營業税 醸造税 として五箇条の規定、第二則 鑑札検査 醸造検査 として六箇条の規定、第三則 賞罰例 として七箇条の規定を置いている。

(注18) 半葉茶色縦一三行野紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注19) 半葉茶色縦一三行野紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注20) 白半紙の訴状の余白に事件番号と訴状却下の理由を朱書きしてある。なお、本紙と前件の用紙が二葉入れ替わっている。綴じ間違ひと思われる。

(注21) 半葉紫色八行野紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。印刷が退色しているため、元の色は定かではない。訴状の余白に事件番号と却下理由が朱書きされている。

(注22) 「割印」について「たがいに連続していることを証するために二

枚の書面にまたがるように一個の印を捺すことをいう)(広辞苑第六版所収「山口裁判所」のほぼ上半分に該当する)

(注23) 半葉紫色八行野紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。訴状の余白に事件番号と却下理由が朱書きされている。

(注24) 半葉黄色八行野紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。訴状の余白に朱書きで訴状不受理の理由が記されている。

(注25) 半葉黄緑色八行野紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注26) 明治六年太政官布告第二百三十九号(七月五日)(布)『法令全書 明治六年』三二九頁は、以下のように規定している。

「人民相互ノ諸證書面に爪印或ハ花押等ヲ相用ヒ候者間々有之候処当明治六年十月一日以後ノ證書ニハ必ス実印ヲ用ユ可シ若シ実印無之證書ハ裁判上證據ニ不相立候條此旨可相心得事

但商法上ノ證書ニ商用印ヲ用ヒ請取通帳等ニ店印ヲ用ヒ候ハ別段ノ事」

(注27) 半葉黄緑色八行野紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。担当者名と事件番号が朱書きされている。

(注28) 半葉黄緑色八行野紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。担当者名は墨書き、「岩村」の丸朱印のほか、事件番号が朱書きされている。

(注29) 明治六年太政官布告第二百六十三号(七月二十二日)(布)『法令全書 明治六年』三九六頁は、以下のように規定している。

「本年一月第二十八号布告華士族家督相続ノ儀御詮議ノ次第有之左に通第一章改正並ニ一章追加相成條條此旨華士族ハ布告スヘキ事

第一章改正

家督相続ハ必総領ノ男子タル可シ若シ亡没或ハ廢篤疾等不得止ノ事故アレハ其事実ヲ詳ニシ次男ナク順序ヲ越テ相続致ス者ハ相当ノ答申付事

一章追加

婦女子相続ノ後ニ於テ夫ヲ迎ヘ又ハ養子致シ候ハ、直ニ其夫又ハ養子ヘ相続可相讓事

(注30) 半葉茶色二三行罫紙、中央下部に「東京裁判所」の印刷。内容は、前の頁と同一である。ただ、家督讓與の「儀」の文字が「義」と一字が違っている。

(注31) 半葉黄色八行罫紙（ほぼA五版大）、中央下部に「訴訟用」の印刷。訴状の余白と原告の住所氏名に重なって却下理由が朱書きとされている。

(注32) 明治五年太政官布告第三百十七号（十月二十二日）（布）『法令全書 明治五年』二二六頁は、以下のように規定している。

「平民相互ノ金穀借貸慶応三年丁卯十二月晦日以前ニ係ル者ハ一般裁判ニ不及明治元年戊辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候事

なお、同所欄外上部に「六年太政官第九号参看」とあり、「明治六年太政官布告第九号（二月十三日）（布）」（法令全書 明治六

年）一一頁）は、以下のように規定している。

「昨壬申歳第三百十七号平民相互金穀借貸慶応二年丁卯十二月晦日以前ニ係ル者一切不及裁判旨及布告候処動産（金銀衣服家什等ノ搬運スヘキ物ヲ云フ）（本文では割注）不動産（土地家屋等ノ搬運スヘカラサル物ヲ云フ）（本文では割注）不動産ニ取候分は右期日以前ニ係ルト雖モ取上及裁判候條此旨相違候事」

因みに、同所欄外上部に「七年第七十六号布告参看」とあり、同布告は、「地所質入書入規則増補（七月十四日 輪郭附）」『法令全書 明治七年』六八頁を規定しているが、條文の紹介は省略する。

(注33) 半葉紫色八行罫紙（ほぼA五版大）、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注34) 半葉茶色縦二三行罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注35) 半葉茶色八行罫紙（ほぼA五版大）、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注36) 半葉緑色八行罫紙（ほぼA五版大）、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注37) 半葉紫色八行罫紙（ほぼA五版大）、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注38) 半葉黄色八行罫紙（ほぼA五版大）、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注39) 半葉紫色八行罫紙（ほぼA五版大）、中央下部に「訴訟用」の印刷。

明治 九（一八七六）年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』（民事第三四號）について（一）

三三三三（三三三三）

(注40) 半葉紫色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注41) 半葉紫色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注42) 半葉紫色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注43) 半葉紫色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注44) 明治八年司法省布達申第五号(五月二十九日)『法令全書 明治八年』一七四六頁は、以下のように規定している。

「 大審院 各裁判所 各府縣

各人民ヨリ院省使府県等ニ対スル訴訟ハ当分各上等裁判所(傍

点附)ニ於テ受理候條此旨布達候事」

(注45) 半葉綠色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注46) 半葉橙色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注47) 半葉紫色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注48) 半葉橙色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注49) 半葉橙色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印

刷。

(注50) 半葉橙色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注51) 本文の記載のような附箋が貼付されている。

(注52) 「訴答文例」(明治六年太政官布告第二四七号(七月十七日(布)))『法令全書 明治六年』三三〇頁以下。第三章(第六條)第

四項(三二二頁)は、以下のように規定している。

「 第三章 訴状ノ定則ノ事

第六條 訴状ヲ作ルニハ左ノ定則ニ循^ルフ可シ

第一

(第三(省略)

第四 訴状ハ十六行ニシテ一行十五字詰ニ認メ正副二通ヲ具

ス可シ

但外国人ノ訴状ハ・云々(略)

(注53) 白地半紙に記載して訴状としたもの。大きさは上記の「訴訟用」

の用紙と同じ。

(注54) 「萩の乱」は、明治九(一八七六)年十月、山口県萩で起こった

前参議・兵部大輔前原一誠ら不平士族による反政府反乱。広島鎮

台司令長官三浦梧楼が鎮庄に向かい、前原らは島根県へ逃れよう

としたが、捕縛され刑死した事件(『日本史辞典 第二版』角川書

店、昭和四九年)。なお、但書によると、山口裁判所においては、

萩の乱の最中でも、出訴を差留た日はないとして裁判事務が正常に行われたことを示唆している。

(注55) 半葉緑色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注56) (注52)を参照。

(注57) 半葉紫色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注58) (注2の2)を参照。

(注59) 半葉橙色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注60) 半葉茶色縦罫紙二三行、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注61) 半葉黄色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注62) (注52)を参照。

(注63) 白地半紙に記載。

(注64) (注52)を参照。

(注65) 半葉黄色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注66) 明治六年太政官布告第二三九号(七月五日)(布)『法令全書 明治六年』三一九頁は、以下のように規定している。

「人民相互ノ諸證書ニ爪印或ハ花押等ヲ相用ヒ候者間々有之候処
当明治六年十月一日以後ノ證書ニハ必ス実印ヲ用ユ可シ若シ実

印無之證書ハ裁判上證據ニ不相立候條此旨可相心得事

但商法上ノ證書ニ商用印ヲ用ヒ請取通帳等ニ店判ヲ用ヒ候ハ(別段ノ事)

(注67) 半葉黄色八行罫紙(ほぼA五版大)、中央下部に「訴訟用」の印刷。

(注68) 半葉茶色二三行縦罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。なお、「十年分裁判言渡書」の朱書きの付箋が下部に貼り付けてある。

(注69) 半葉茶色二三行縦罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注70) 半葉茶色二三行縦罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注71) 明治七年太政官布告第三百三十八号(十二月二十七日) 輪郭附

『法令全書 明治七年』二五六頁は、以下のように規定している。

「從來各地方ニ於テ米油限月売買差許置候処今般右売買一切差止候條自今会社ヲ結ヒ米穀売買相場取引致シ度者ハ本年十月第七号布告株式取引條例ノ方法ニ倣ヒ会社規則取調共管轄序ヲ經テ大藏省へ願出許可ヲ受ヘク此旨布告候事

但目今限月売買取組居候分ハ右限月内ハ取引不苦候事」

(注72) 半葉茶色二三行縦罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。本「申渡」には、裁判官の署名押印はない。

(注73) (注71)を参照

(注74) 半葉茶色二三行縦罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

(注75) 半葉茶色二三行縦罫紙、中央下部に「山口裁判所」の印刷。

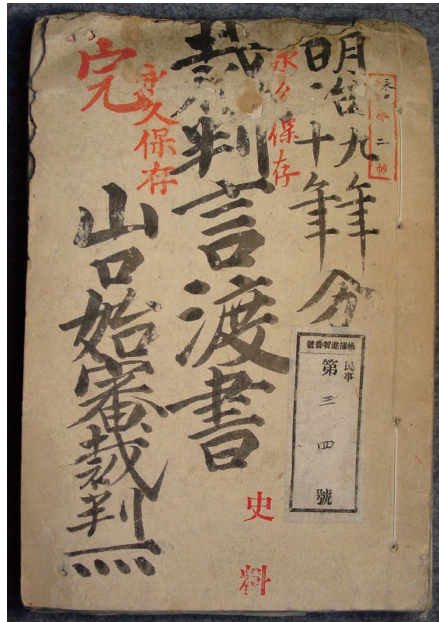
明治 九(一八七六)年 分 山口始審裁判所『裁判言渡書』(民事第三四號)について(一)

1110(1110)

〔資料〕

五 写 真 (三葉)

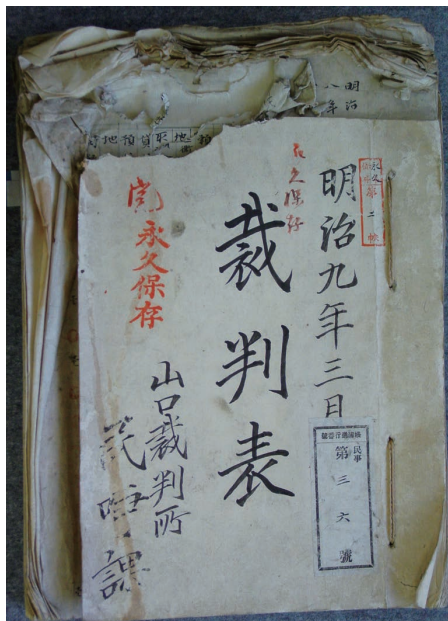
表紙



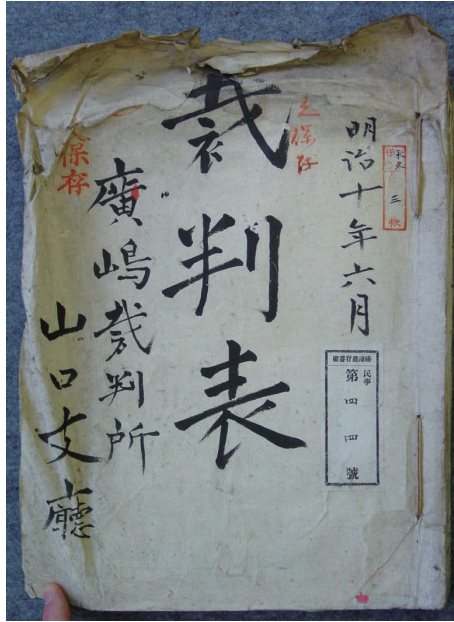
修道法学 四一卷 一号

二二九 (二二九)

明治九年三月・裁判表 表紙



明治十年六月・裁判表 表紙



本稿は、科学研究費（基盤研究（C）「日本近代法史像の再検討——ゆらぎから再構築へ——」（平成二八年度）三〇年度）による研究成果の一部である。お世話になった山口地方裁判所、特に総務課・民事課の方々、ならびに本研究に関係の方々に対し深甚の謝意を表す。

〈執筆者紹介〉

- 矢野 達雄（広島修道大学法学部 教授）
加藤 高（広島修道大学 名誉教授）
紺谷 浩司（広島大学 名誉教授）
上川内 宏（広島修道大学 研究員）

明治九（一八七六）年分山口始審裁判所『裁判言渡書』（民事第三四號）について（一）

二二八（二二八）